

令和8年度 第1回福知山市地域公共交通会議

日時：令和8年5月25日（月）15時00分～

場所：福知山市役所 会議室601

次 第

1 開 会

2 協議事項

- （1）地域間幹線系統路線「京都交通 三和線」運行計画について
- （2）地域内フィーダー系統路線「まちなか循環北ルート・南ルート・ホリデールート・天津ルート」「岩間循環線」「園福線」の運行計画について
- （3）園福線地域旅客運送サービス継続実施計画の再認定について
- （4）次期福知山市地域公共交通計画の策定について

3 そ の 他

4 閉 会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国 庫補助額 (千円)	特 例 措 置
福知山市	京都交通株式会社	(1) 三和線	5,385千円	1
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			5,385千円	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京都交通株式会社	令和9年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	165,480 千円	営業外収益	4,665 千円	経常収益(イ)	170,145 千円
	営業費用	398,129 千円	営業外費用	292 千円	経常費用(ロ)	398,421 千円
	営業損益	△ 232,649 千円	営業外損益	4,373 千円	経常損益	△ 228,276 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,088,441.2 km			経常収支率	42.7 %	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	162,668 千円	営業外収益	5,613 千円	経常収益(イ')	168,281 千円
	営業費用	346,256 千円	営業外費用	446 千円	経常費用(ロ')	346,702 千円
	営業損益	△ 183,588 千円	営業外損益	5,167 千円	経常損益	△ 178,421 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,099,449.4 km			経常収支率	48.54 %	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	163,824 千円	営業外収益	9,348 千円	経常収益(イ')	173,172 千円
	営業費用	328,304 千円	営業外費用	3 千円	経常費用(ロ')	328,307 千円
	営業損益	△ 164,480 千円	営業外損益	9,345 千円	経常損益	△ 155,135 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ')	1,058,310.7 km				経常収支率	52.75 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	310円 21銭	315円 34銭	366円 04銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	330円 53銭		330円 53銭	0円 0銭	156円 31銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交付要綱別 表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿	令和 7年 6月 1日	基準期間の 前々年度	1／3	26.20%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統		計画運行 回数 ()	計画平均 乗車密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路 線との競 合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入 部分及び他路 線との競合部分 以外のキロ程 の比率							
				起点	主な 経由地												終点						
①＝カッコ内																							
②																							
①×② ＝③																							
チ																							
オ																							
オ÷チ＝ク																							
リ																							
ヌ																							
ル																							
ル÷チ																							
(チーリ＋ヌ＋ ル)÷チ＝ワ																							
北近畿	北近畿 第9号	無	三和線I	市民病院	長田	丹波大舟	365 日	1460 (4.0)	回	3.6	14.4人	往24.8km (平均) 復24.8km	24.8 Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	100%
							日		回		人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
							日		回		人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
							日		回		人	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	%	%
合計			系統									往24.8km 復24.8km	24.8 Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (「チー(リナス)」÷チ=ラ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象経常収益の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間									
								基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の算定に要する増加分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益控除額 ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ''	経常収益 ヤ''	実車走行キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ''÷マ'' = d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ' = e	経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f				
北近畿	北近畿第5号	無	100%	72416 km	23,935,660円	166円86銭	11円33銭	0円 0銭	166円86銭	166円86銭	円	. km	円 銭	6,171,276	円	36307.2	km	169円97銭	11,039,235	円	72416 km	163円75銭	12,083,334円
			%	km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	
			%	km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	
			%	km	円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円	. km	円 銭	円	. km	円	. km	円 銭	円	. km	円 銭	円	
合計				72416 km	23,935,660円						円	0.0km		円	0.0km		円	0.0km				12,083,334円	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との統合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数 ÷③計画運行回数 ＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カーヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ラ＝ツ	ソ×ラ'＝ツ'		ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
北近畿	北近畿第5号	無	11,852,327円	10,771,047円	10,771,047円	10,771,047円	10,771,047円	10,771,047円	10,771千円	5,385.5千円	11,852,327円	6,466,327円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円
合計			11,852,327円	10,771,047円	10,771,047円	10,771,047円	10,771,047円	10,771,047円	10,771千円	5,385.0千円	11,852,327円	6,466,327円

補助ブ ロック名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合											
			都道府県			市区町村				その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要
			負担額	負担割合		負担額	舞鶴市	福知山市	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	北近畿 第5号	無	5,385,000円	83.28%	%	1,081,327円	円	1,081,327円	16.72%	円	%	1000円	0.01%	
			円	%	%	円	円	円	%	円	%	円	%	
			円	%	%	円	円	円	%	円	%	円	%	
			円	%	%	円	円	円	%	円	%	円	%	
合計			5,385,000円	29.39%	%	1,081,327円	円	1,081,327円	70.61%	円	%	1,000円	0.01%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5、ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限り)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4.の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

令和 9 年度福知山市地域公共交通計画別紙

(令和 9 年度福知山市地域内フィーダー系統確保維持計画)

令和 8 年 月

福知山市地域公共交通会議

目次

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性.....	1
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果.....	2
3. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体...	4
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者.....	4
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者.....	11
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称.....	12
7. 外客来訪促進計画との整合性.....	12
8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要.....	12
9. 協議会の開催状況と主な議論.....	12
10. 利用者等の意見の反映状況.....	15
11. 協議会メンバーの構成.....	18

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1.1 背景と目的

福知山市地域の公共交通は、幹線としての役割を担う鉄道（ＪＲ山陰本線、同福知山線、京都丹後鉄道宮福線）、高速バス路線、幹線及び支線の役割を担う民間バス路線（京都交通株式会社、日本交通株式会社、有限会社中京交通）、支線としての役割を担う自主運行バス路線及び市営バス路線がある。

自主運行バスは旧福知山市域の３地域において民間バスの廃止代替路線として地域の協議会が運行しているものである。

市営バス路線は、平成１８年の合併に伴い旧３町（三和・夜久野・大江）の町営バス１４路線を引き継いだものであり、主に各旧町内での移動に利用されているほか、鉄道または幹線バス路線のフィーダーとして機能している。利用は減少傾向にあり、今後は地域のニーズに合ったサービスと幹線との確実な接続を通じて利用を促進していくことが課題である。

自主運行バスと民間バス路線は、各地域から福知山市中心部へ運行しているが、同様に利用は減少傾向にあり、利便性の向上を通じた利用促進が課題である。近年人口の減少や利便性の低さ等により利用者が減少傾向にあり、収支率も低い状況にある。

福知山市の市街地（以下「まちなか」という。）は、交通・交易の拠点として発展してきたが、拡散型の都市化に伴う人口密度の低下や低未利用地の増加によって空洞化し、来街者の減少と相まってまち全体の活力が大きく影響を受けている。また、「まちなか」についても高齢化が進行しており、高齢者や子ども等運転免許を持たない人々が安心して暮らせるためにも「まちなか」の交通空白地域を解消し、集客の強化や「まちなか居住」対策、都市機能の集積など様々な施策により、魅力ある都市空間の創出が求められている。また、本市の地域公共交通再編のための基本方針となる「福知山市地域公共交通計画」に則り、交通体系の充実を図ることを本事業の目的とする。

1.2 必要性

そこで、まちなかにおいて、利便性の高い公共交通ネットワークづくりに取り組む必要がある。このため、鉄道の施設整備や利用しやすいダイヤの実現とあわせて、路線バスについても、幹線・フィーダーの機能分担を図りながら相互に密接に連携することにより、地域ニーズに対応した最適なバス運行の構築を図る必要がある。

また、まちなか内部のみならず周辺地域住民にとっても、その生活圏は通勤・通学・通院等でまちなかにまで及ぶことから、周辺地域から幹線バスによりアクセスしてきた場合に、適切な交通結節点においてまちなかへの移動を担う路線と有機的に結びつける必要がある。マイカーを自由に利用できない高齢者や通学者にとっては、通院・買い物、通学での移動など、日常生活を送る上で地域の公共交通は必要不可欠であり、更に、観光施策と連携する中で、観光客が市内観光施設へ移動するための移動手段として維持確保していく必要がある。

そのため、まちなかを循環してまちなかの回遊を容易にするとともに、幹線交通と複数の拠点において有機的に結びついた「まちなか循環路線バス」を運行する必要がある。

あわせて、公共交通を維持するため、市民の公共交通に対する関心を高めるとともに、観光客に対してバスの観光利用をＰＲする等、利用促進を図る必要がある。

※この「まちなか循環路線バス」は福知山市地域公共交通計画等にも位置づけられている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本市では、地域公共交通確保維持事業の実施により、まちなかの公共交通ネットワークを改善し、福知山駅、市民病院、公共施設、複合商業施設等への市民のニーズに合った生活交通と、幹線交通との有機的な接続を確保することを通じて、以下の目標の達成をめざすものとする。

●年間利用者数

北ルート 3,300 人、南ルート 10,700 人、ホリデールート 1,200 人、
天津ルート 4,800 人、岩間循環線 2,400 人、園福線(桧山～下ノ段) 9,100 人

●まちなか循環路線を利用したことがある方の割合を増加させる。

【参考】令和6年10月 沿線住民アンケート調査結果

利用したことがある(全世代): 22. 1%(令和3年調査時: 15. 7%)

利用したことがある(65 歳～): 25. 2%(令和3年調査時: 26. 0%)

●年間利用者数目標について

まちなか循環路線、岩間循環線の年間利用者数目標は、京都交通株式会社から提供を受けた令和 9 事業年度の運行予定便数に過去 5 事業年度の 1 便あたりの乗車人数の平均を参考に 1 便当りの乗車人数が北ルートにおいては 2. 0 人、南ルートにおいては 4. 0 人、岩間循環線においては 2. 0 人を目標として年間利用者数目標を算出した。

まちなか循環北ルートにおける目標達成には、当該ルートの運行経路が旧市街地と呼ばれる地域を運行しており、高齢者の多い地域であること、南ルートでは、住宅地が開発されたことによる通勤・通学者の増加や、フレスポや AVIX をはじめとした複合商業施設を考慮し、各ルートの利用者のニーズに合わせた利用促進事業を検討、実施していく必要がある。

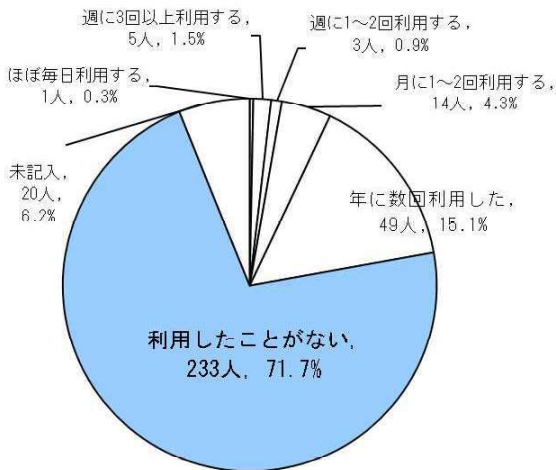
まちなか循環ホリデールートは、令和 7 年 1 0 月 1 日より運行を開始した路線で、これまでのまちなか循環南ルートの土日運行便とまちなか循環光秀ルートを統合した路線となる。年間利用者数目標は光秀ルートの過去 5 事業年度の 1 便あたりの乗車人数の平均を参考に、2. 0 人を目標として算出した。光秀ルートと同様に三段池公園を通過するため、目標達成のためには三段池公園におけるイベント参加者に対する利用促進を主催者や施設管理者と連携し、より一層検討していく必要がある。

まちなか循環路線天津ルートについては、丹後海陸交通株式会社福知山線の代替（福知山駅前～天津キッチン前）として令和 7 年 4 月 1 日より運行を開始した。その年間利用者数目標は、運行開始から令和 7 年 9 月 3 0 日までの運行実績を基に、5. 0 人を目標として算出した。天津ルートは通勤を主とする生活交通路線であり、目標達成のためには通勤利用者のニーズに合わせた利用促進事業を検討、実施していく必要がある。

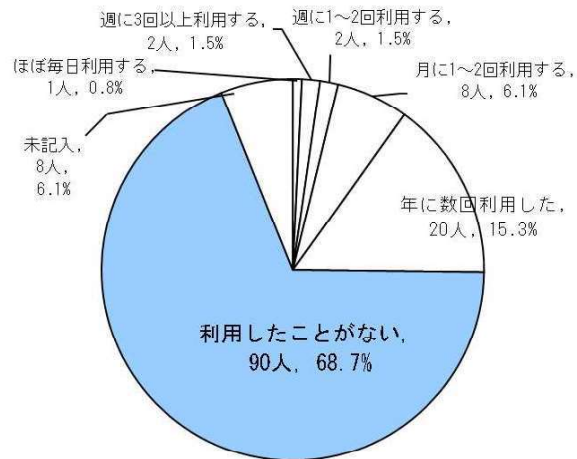
岩間循環線は、そのルートの大半が DID 地区外となっており、地域密着・市民協働型の利用促進事業を検討、実施していくことで地域住民ひとりあたりの利用回数の増加をはかることが目標達成につながると考えられる。

令和 6 年 4 月 1 日より西日本ジェイアールバス株式会社園福線の代替（桧山～三和）として運行している有限会社中京交通園福線の年間利用者数目標については、運行開始から前年度までの利用実績を参考として、2. 5 人を目標として設定している。園福線は通学通勤をはじめとした住民の生活交通を担う路線であり、目標達成には岩間循環線と同様に地域密着・市民協働型の利用促進事業を検討、実施していくことが重要となる。

・まちなか循環路線バスを利用したことがありますか？

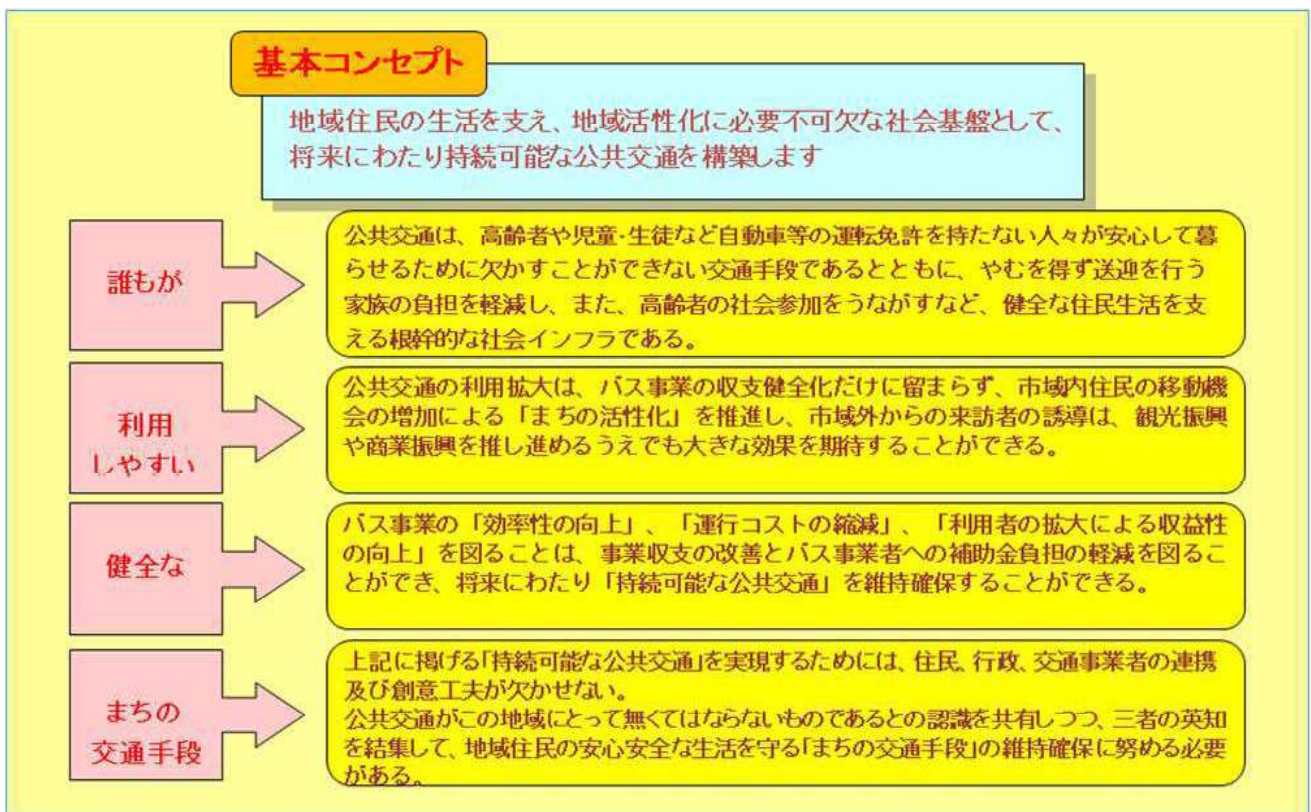


【全世代】



【65歳～】

(2) 公共交通（バス）に関する基本的な考え方



(2) 事業の効果

「まちなか循環路線バス」「岩間循環線」「園福線」を維持することにより、の高齢者や児童・生徒等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・フィーダーのネットワークが連携することで、市内広域的に効率的な運行体系が実現でき、適切なサービス水準で持続性のある生活交通ネットワークを提供することにより、本市住民の活力・利便性向上に向けた交通基盤が確保される。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体

	主な具体的取り組み	実施主体			
		福知山市	交通事業者	市民・地域	その他
①市民協働型 利用促進事業	モビリティ・マネジメントの推進	○	○	○	学校・幼稚園
	親子バス体験乗車会の開催	○	○	○	
	市内イベント路線バス活用事業	○	○	○	
	運転免許証自主返納支援事業	○	○	○	
②バス情報 発信事業	わかりやすい時刻表と路線図の発行	○	○		地域公共交通会議
	バス路線利用状況、収支状況等の公表	○			
	わかりやすい車両やバス停の行き先表示	○	○		
	路線バス沿線の行楽情報の発信	○	○		

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添 表1「地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行
予定事業者(地域内フィーダー系統)」参照

4.1.1 「まちなか循環路線バス」運行の基本的な考え方

市民の生活交通の確保と持続可能な公共交通体系を構築する観点から、上記目標の達成にむけて、次の基本的な考え方で取り組む。

- 路線バス事業者と福知山市が適切に役割分担し、効果的で持続可能なバスサービスを実現する。バス会社による対応が困難な部分は、市所有の車両を使用する等、行政の費用負担による支援のもとにバス運行を行う。
- 公共交通の運行は、市民の日常的な移動を支援することを通じ、地域の活性化につながるものであるため、市民や地域と連携して運行を行う。具体的には、行政・地域が連携した利用促進や、地域イベント等でのバス活用検討等、沿線地域の実情に応じた方策を推進する。

4.1.2 「岩間循環路線バス」運行の基本的な考え方

市民の生活交通の確保と持続可能な公共交通体系を構築する観点から、上記目標の達成にむけて、次の基本的な考え方で取り組む。

- 公共交通の運行は、市民の日常的な移動を支援することを通じ、地域の活性化につながるものであるため、市民や地域と連携して運行を行う。具体的には、行政・地域が連携した利用促進や、地域イベント等でのバス活用検討等、沿線地域の実情に応じた方策を推進する。

4.1.3 園福線バス運行の基本的な考え方

市民の生活交通の確保と持続可能な公共交通体系を構築する観点から、上記目標の達成

にむけて、次の基本的な考え方で取り組む。

- 路線バス事業者と福知山市が適切に役割分担し、効果的で持続可能なバスサービスを実現する。バス会社による対応が困難な部分は、行政の費用負担等による支援のもとにバス運行を行う。
- 公共交通の運行は、市民の日常的な移動を支援することを通じ、地域の活性化につながるものであるため、市民や地域と連携して運行を行う。具体的には、行政・地域が連携した利用促進や、地域イベント等でのバス活用検討等、沿線地域の実情に応じた方策を推進する。

4.2 役割分担の基本的な考え方

市内を運行している民間路線バスと「まちなか循環路線バス」、「岩間循環路線バス」及び「園福線バス」については、次の考え方により役割分担を行う。

区分	主な役割
民間路線バス (自主運行バスを含む)	周辺地域における通勤・通学・通院等の生活交通として、まちなかと周辺地域を連絡する役割を担うとともに、まちなかの既存ルート周辺地域における生活交通の役割を担う。 特に地域間幹線系統路線については、地域間をつなぐ広域的な生活交通を担う。
「まちなか循環路線バス」	主としてまちなかの生活交通を担うために、既存の地域間幹線系統路線で対応できないまちなか地域内の移動を補完する。 また、鉄道及び幹線バスに有機的に結びつくことにより、まちなかからの効率的な広域移動を可能にする。
「岩間循環路線バス」	主として岩間地域、日吉ヶ丘地域などの生活交通幹線を担い、各地域から福知山市中心部への移動を補完する。 また、鉄道及び幹線バスに有機的に結びつくことにより、効率的な広域移動を可能にする。
「園福線バス」	沿線地域住民及び通学通勤する方々の生活交通を担うために、既存の幹線路線で対応できない三和地域の移動を補完する。 また、幹線バスに有機的に結びつくことにより、効率的な広域移動を可能にする。

4.3 事業計画

(1) 事業主体

福知山市

(2) 運行者

京都交通株式会社、有限会社中京交通

(3) 運行計画

既存路線バスと適正に役割分担し、相互に利用者を確保するため、次のように運行を計画する。

1) ルート・機能及び車輛

分類	運営主体	ルート	主な利用目的	車輛
民間路線バスルート(自主運行バスを含む)	民間事業者 自主バス運行協議会	現行の路線を維持する	通勤・通学、買物、通院等	大型～小型バス車両
「まちなか循環路線バス」(北ルート)	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線系統を補完し、まちなかの移動を円滑にする。	通院、買物、観光等	小型バス車両
「まちなか循環路線バス」(南ルート)	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線系統を補完し、まちなかの移動を円滑にする。	通勤、通院、買物等	小型バス車両
「まちなか循環路線バス」(ホリデールート)	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線系統を補完し、まちなかの移動を円滑にする。	買物、観光等	小型バス車両
「まちなか循環路線バス」(天津ルート)	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線系統を補完し、まちなかの移動を円滑にする。	通勤、通院等	小型バス車両
「岩間循環路線バス」	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線系統を補完し、岩間地域方面からの移動を円滑にする。	通院、買物等	小型バス車両
「園福線バス」	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線系統を補完し、三和地域方面からの移動を円滑にする。	通院、通学、買物等	中型バス車両

別添路線運行図参照

2) 乗継拠点

- ・民間路線バスルートとまちなか循環路線バスルート及び岩間循環路線バスルートとの乗継拠点として、「福知山駅」、「市民病院」、「福知山城公園」を設定する。
- ・その他路線バスルートと園福線バスルートとの乗継拠点として、「桧山」、「菟原」を設定する。
- ・乗継拠点では、乗継しやすいように運行ダイヤの調整を行う。
- ・福知山駅においては、鉄道ダイヤとの調整も行うものとする。
- ・その他、利用者利便が向上するよう乗継拠点の整備については、行政、事業者、住民と協力し整備をするものとする。

3) 運行方法

- ・次のように運行する。
 - 定時運行
 - 北ルート、南ルート、天津ルート及び岩間循環路線は土日祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）運休、園福線は年中無休、ホリデールートは土日祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）のみ運行、
 - 北ルートは、午前8時から午後3時までの7時間のうち4時間運行
 - 南ルートは、午前7時から午後6時までの11時間のうち9時間運行
 - ホリデールートは、午前9時から午後4時までの7時間のうち5時間運行
 - 天津ルートは、午前8時から午後4時までの8時間のうち2時間運行（通勤、通院対応）
 - 岩間循環路線バスは、午前8時から午後6時までの10時間のうち3時間運行（買い物、通院対応）
 - 園福線バスは、午前7時から午後6時までの11時間のうち5時間運行（通学・通勤、買い物対応）

4) 料金

- ・有料とし、天津ルートを除くまちなか循環路線バスについては、1乗車あたり250円とする。
- また、まちなか循環路線天津ルート、岩間循環路線バス及び園福線バスについては、50円単位の距離運賃の運賃体系とする。
- ・現金のほか、1日乗車券、定期乗車券、回数券を発行する。
- まちなか循環路線バスについては、同一路線及び天津ルートから北ルートへの乗り継ぎについて、乗継券の発行により、乗り継いでも1乗車とする扱いとする。
- ・その他乗車料金に関することは以下のとおりとする。

①. 運賃

ア まちなか循環路線バス（天津ルートを除く）

区 分	現金運賃	備 考
大人運賃	路線ごとに定額の250円均一運賃	1日乗車券は500円均一運賃
小児運賃(小学生以下の小児)	大人運賃の半額(130円均一運賃)	1日乗車券は250円均一運賃

※ 未就学児が同伴の場合は、同伴者１人につき未就学児１人まで無料とする。

イ まちなか循環路線天津ルート

区 分	現金運賃	備 考
大人運賃	運賃表参照	
小児運賃(小学生以下の小児)	大人運賃の半額(１０円未満切り上げ)	

※ 未就学児が同伴の場合は、同伴者１人につき未就学児１人まで無料とする。

ウ 岩間循環路線バス

区 分	現金運賃	備 考
大人運賃	運賃表参照	
小児運賃(小学生以下の小児)	大人運賃の半額(１０円未満切り上げ)	

※ 未就学児が同伴の場合は、同伴者１人につき未就学児１人まで無料とする。

エ 園福線バス

区 分	現金運賃	備 考
大人運賃	距離に応じた５０円刻みの運賃	上限は６００円
小児運賃(小学生以下の小児)	大人運賃の半額	上限は３００円

※ 未就学児が同伴の場合は、同伴者１人につき未就学児１人まで無料とする。

まちなか循環路線天津ルート 運賃表					京都交通
				天津キッチン前	
			下川	200	
		上荒河	200	300	
	市民病院	250	300	400	
福知山駅前	250	250	350	400	

岩間循環線 運賃表

(市民病院～日吉ヶ丘～岩間会館)

											日吉ヶ丘
										岩間会館	200
									岩間中	200	200
								岩間口	200	200	200
							森垣	200	200	200	200
						水源地前	200	200	200	200	200
					東堀	200	250	250	250	250	250
				福知山城公園前	200	250	250	300	300	300	250
			市役所前	250	250	250	250	300	300	300	250
		福知山駅前	250	250	250	250	300	300	300	300	300
	西本町	250	250	250	250	250	300	300	300	300	300
市民病院	250	250	250	250	250	250	300	300	300	300	300

【園福線運賃表】

普通旅客運賃

現金運賃

単位：円

										下ノ段
									細身辻	150
								三和橋	150	150
							菟原下	150	200	300
						菟原	150	150	200	300
					丹波大身	150	200	250	300	350
				下大久保	200	300	300	350	400	400
			上大久保	150	250	350	350	400	400	400
		丹波梅田	150	150	300	400	400	500	500	500
	坂井	150	200	250	350	400	400	500	500	600
桧山	150	250	300	350	400	500	500	600	600	600

②. 普通定期乗車券

ア まちなか循環路線バス（北ルート・南ルート・ホリデールート）

区 分	1カ月定期	3カ月定期
一般利用者	10,500円	29,930円
中学・高校・大学・専門学校・特別支援学校等	9,000円	25,650円
小学・幼稚園・保育園	4,500円	12,830円

イ まちなか循環路線バス天津ルート

区 分	1カ月定期	3カ月定期
200円	8,400円	23,940円
250円	10,500円	29,930円
300円	12,600円	35,910円
350円	14,700円	41,900円
400円	16,800円	47,880円

ウ 岩間循環路線バス 一般利用者のみ

区 分	1カ月定期	3カ月定期
200円	8,400円	23,940円
250円	10,500円	29,930円
300円	12,600円	35,910円

エ 園福線バス

区 分	1カ月定期	3カ月定期
150円	6,300円	17,960円
200円	8,400円	23,940円

250円	10,500円	29,930円
300円	12,600円	35,910円
350円	14,700円	41,900円
400円	16,800円	47,880円
500円	21,000円	59,850円
600円	25,200円	71,820円

③. 回数乗車券

ア まちなか循環路線バス（北ルート・南ルート・ホリデールート）

区 分	回数乗車券	備 考
一般利用者	2,500円	11枚綴り
中学・高校・大学・専門学校・特別支援学校等		
小学・幼稚園・保育園	1,300円	11枚綴り

イ まちなか循環路線バス天津ルート

区 分	回数乗車券	備 考
200円	2,000円	11枚綴り
250円	2,500円	11枚綴り
300円	3,000円	11枚綴り
350円	3,500円	11枚綴り
400円	4,000円	11枚綴り

ウ 岩間循環路線バス 一般利用者のみ

区 分	回数乗車券	備 考
200円	2,000円	11枚綴り
250円	2,500円	11枚綴り
300円	3,000円	11枚綴り

エ 園福線バス

区 分	回数乗車券	備 考
一般利用者	3,000円	3,300円分
中学・高校・大学・専門学校・特別支援学校等	5,000円	5,600円分

④. 運転免許自主返納者優遇定期乗車券

まちなか循環路線バス（天津ルートを除く）については、公安委員会が発行する運転経歴証明書
を提示した運転免許自主返納者の優遇定期乗車券は、路線ごとに1カ月の額を2,000円とする。

⑤. 身体障害者手帳等所持者の運賃

まちなか循環路線、岩間循環路線については、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健
福祉手帳等の提示を受けた場合は、運賃、普通定期乗車券、回数乗車券の額を2分の1とする。

また、上記手帳を提示された方が介護を必要とする場合で、介護をおこなう者が同一区間を同乗
するときは、その介護者の運賃も2分の1とする。

園福線については、身体障害者、知的障がい者、児童福祉法割引対象者の運賃として普通運賃に
ついて5割引、普通定期乗車券について大人に限り、購入金額を3割引とする。運賃は、10円単
位に四捨五入する。

5) 車輛

- ・市が購入する「まちなか循環路線バス」車両については、まちなかの細街路の運行に対
応した小型車両とし、高齢者や障がいのある人にも利用しやすい低床型車両とする。
- ・国、府、沿線市町が補助し、有限会社中京交通が購入する車両については、運行に対応
した中型車両とし、高齢者や障害のある人にも利用しやすいノンステップ車両とする。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

（京都交通：三和線）

福知山市・京都府から運行事業者へ支払う補助金については、運行収入及び国庫補助金を
運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

（中京交通：園福線）

福知山市・京丹波町・京都府から運行事業者へ支払う補助金については、運行収入及び国
庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

(京都交通：まちなか循環線・岩間循環線)

福知山市から運行事業者へ支払う運行委託費については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6.2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎年度、設定した利用者数目標に対する達成状況を確認、事業の自己評価を行い、都度利用促進施策の改善を図る。

7. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

8. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施状況及びその他特記事項

事業者と福知山市の間で調整を行い、利用者のニーズに合わせた運行ダイヤ・経路を設定するとともに、補助対象期間中に 3. に記載の取組を実施し、2. の目標を達成する。

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

別添 表5「地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要」参照

10. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 24 年 4 月 25 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成 23 年度国土交通省調査事業の事業評価についての承認を得た
- ・平成 24 年 5 月 17 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、平成 23 年度福知山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 24 年 5 月 29 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を開催し、平成 23 年度福知山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 24 年 7 月 24 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議専門部会を開催し、バスの乗り継ぎ等について協議を行った。
- ・平成 24 年 8 月 24 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の追加申請等の協議を行った。
- ・平成 24 年 9 月 6 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の追加申請等の協議を行った。
- ・平成 24 年 10 月 2 日 第 4 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成 24 年度福知山市地域公共交通会議予算についての承認を得た
- ・平成 25 年 1 月 25 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議専門部会を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の変更申請等の協議を行った。
- ・平成 25 年 2 月 19 日 第 5 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市生活交通

ネットワーク計画の変更申請等の協議を行った。

- ・平成 25 年 2 月 27 日 第 5 回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の変更申請等の協議を行った。
- ・平成 25 年 4 月 25 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成 24 年度国土交通省調査事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 25 年 6 月 12 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、平成 24 年度福知山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 25 年 6 月 27 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を開催し、平成 24 年度福知山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 25 年 8 月 27 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、バスの運賃改定等について協議を行った。
- ・平成 26 年 6 月 13 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 26 年 6 月 24 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 27 年 1 月 29 日 福知山市地域公共交通会議及び調整部会持ち回り開催し、平成 26 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 27 年 2 月 26 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議を開催し、まちなか循環路線バス調査事業の報告について協議を行った。
- ・平成 27 年 6 月 17 日 福知山市地域公共交通会議及び調整部会を開催し、まちなか循環路線バス運行計画の見直し及び福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 28 年 2 月 4 日 第 7 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を開催し、平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 28 年 6 月 20 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 28 年 6 月 22 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 29 年 1 月 27 日 第 5 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 29 年 3 月 28 日 第 6 回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通再編実施計画作成についての承認を得た。
- ・平成 29 年 8 月 22 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 29 年 8 月 25 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 30 年 1 月 23 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 30 年 1 月 26 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を開催し、平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。

- ・平成 30 年 6 月 20 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 30 年 6 月 22 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 31 年 1 月 18 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・令和元年 6 月 12 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和元年 6 月 17 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和 2 年 1 月 21 日 第 4 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・令和 2 年 1 月 23 日 第 5 回福知山市地域公共交通会議を開催し、令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・令和 2 年 6 月 29 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和 2 年 7 月 1 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和 3 年 1 月 28 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を書面開催し、令和 2 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・令和 3 年 6 月 30 日 福知山市地域公共交通会議及び調整部会を書面開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和 4 年 1 月 19 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を書面で開催し、令和 3 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・令和 4 年 6 月 13 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和 4 年 6 月 24 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和 5 年 3 月 17 日 第 5 回福知山市地域公共交通会議および調整部会を開催し、福知山市地域公共交通利便増進実施計画を策定した。
- ・令和 5 年 6 月 23 日 福知山市地域公共交通会議及び調整部会を書面開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和 5 年 8 月 2 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、園福線旅客運送サービス継続実施事業の協議を行った。
- ・令和 5 年 8 月 9 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を開催し、園福線旅客運送サービス継続実施事業の協議を行った。
- ・令和 5 年 10 月 10 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、園福線旅客運送サービス継続実施事業の協議を行った。
- ・令和 5 年 10 月 16 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議を開催し、園福線旅客運送サービス継続実施事業の協議を行った。
- ・令和 5 年 11 月 27 日 第 4 回福知山市地域公共交通会議を開催し、園福線旅客運送サービス継

続実施事業の国に提出する資料の協議を行った。

- ・令和 6 年 2 月 22 日 第 5 回福知山市地域公共交通会議を開催し、三岳バスの運行ルート変更の協議を行った。
- ・令和 6 年 5 月 14 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、令和 7 年度福知山市地域公共交通確保維持改善計等の協議を行った。
- ・令和 6 年 5 月 17 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議を開催し、令和 7 年度福知山市地域公共交通確保維持改善計等の協議を行った。
- ・令和 6 年 8 月 20 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、北陵地域乗合タクシーの運行継続等の協議を行った。
- ・令和 6 年 8 月 23 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を開催し、北陵地域乗合タクシーの運行継続等の協議を行った。
- ・令和 6 年 12 月 16 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、丹後海陸交通バス福知山線の代替交通等に関する協議を行った。
- ・令和 6 年 12 月 18 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議を開催し、丹後海陸交通バス福知山線の代替交通等に関する協議を行った。
- ・令和 7 年 2 月 21 日 第 4 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、まちなか循環路線の見直しに関する協議を行った。
- ・令和 7 年 2 月 26 日 第 4 回福知山市地域公共交通会議を開催し、まちなか循環路線の見直しに関する協議を行った。
- ・令和 7 年 5 月 22 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、令和 8 年度福知山市地域公共交通確保維持改善計等の協議を行った。
- ・令和 7 年 5 月 28 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議を開催し、令和 8 年度福知山市地域公共交通確保維持改善計等の協議を行った。

11. 利用者等の意見の反映状況

- ・「まちなかバスを考える市民会議」を設置

平成 23 年 11 月から平成 24 年 1 月までの間に、学識経験者（京都大学大学院助教）の参加のもと 3 回の会合を開催、ワークショップを実施して、現在のバス交通に対する問題点・課題を洗い出し、望ましいバスに関する意見を交換、新しい「まちなかバス」に関する運行計画を立案、同バスの維持のために実践できることの表明などを行った。

- ・「まちなかバスを考えるアンケート調査」を実施

平成 23 年 11 月、福知山市のまちなかに該当する惇明地区、大正地区、昭和地区においてアンケートを実施した。無作為に抽出した 1,500 世帯の世帯主あてに調査票（1 世帯あたり 4 名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。431 通（回収率：28.7%）の回答を得た。

調査結果は「まちなかバスを考える市民会議」及び地域公共交通会議に報告し、議論の参考にするとともに、新たな「まちなか循環路線バス」について利用者数推計の根拠とした。

- ・「京都交通岩間線を考える住民会議」を日吉ヶ丘自治会と連携して設置

平成 24 年 7 月から、平成 23 年度に実施した「まちなかバスを考える市民会議」の提言により、「まちなか循環バス」で補完できない地域住民と現在のバス交通に対する問題点・課題などにつ

いて意見交換し、利用者目線による新しい「岩間循環路線」に関する運行計画を検討した。

- ・「京都交通岩間線を考えるアンケート調査」の実施

平成 24 年 7 月及び 12 月の 2 回において、日吉ヶ丘自治会約 230 世帯を対象に日吉ヶ丘自治会と連携しアンケート調査を実施。

調査結果は、京都交通岩間線を考える住民会議で報告し、運行計画の参考とした。

- ・「京都交通岩間循環線利用促進のためのアンケート調査」の実施

平成 25 年 11 月 25 日（日）～12 月 27 日（金）において、日吉ヶ丘自治会約 230 世帯を対象に日吉ヶ丘自治会と連携しアンケート調査を実施。

調査結果は、関係団体で行う「岩間循環線利用促進会議」で報告し、今後の利用促進の取り組みの参考とした。

- ・「まちなか循環路線バス」調査事業の実施

- （1）沿線住民アンケート調査の実施

平成 26 年 11 月 14 日～11 月 28 日、福知山市のまちなかに該当する惇明地区、大正地区、昭和地区においてアンケートを実施した。無作為に抽出した 1,000 世帯の世帯主あてに調査票（1 世帯あたり 4 名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。283 通（回収率：28.3%）、474 人から回答を得た。

- （2）バス利用乗降調査

平成 26 年 12 月 19 日（金）、12 月 21 日（日）、各日、全便において、乗客に聞き取り調査を実施した。北ルート 69 人、南ルート 94 人から回答を得た。

- （3）乗務員への聞き取り調査

平成 26 年 12 月、まちなか循環路線バス運行経験がある乗務員を対象に、日頃の運行の中で気になることや、改善が必要と思われること、さらに乗客の声等についてアンケート調査を実施し、11 人から回答を得た。

（1）～（3）の調査結果は地域公共交通会議に報告し、「まちなか循環路線バス」運行計画の見直し及び利用者目標値の根拠とした。

- ・「まちなか循環路線バス」調査事業の実施

- （1）沿線住民アンケート調査（まちなかバスを考えるアンケート調査）の実施

平成 29 年 11 月 30 日～12 月 27 日、惇明地区・昭和地区・大正地区（沿線一部地域）、修斉地区（沿線一部地域）においてアンケートを実施した。無作為に抽出した 1,000 世帯の世帯主あてに調査票（1 世帯あたり 4 名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。314 通（回収率：31.4%）、600 人から回答を得た。

- （2）バス利用者アンケート調査の実施

バス利用者の意見を聴くため、平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 19 日まで、まちなか循環バス車両内にアンケート調査票を設置し、車両内に設置した回収箱で回収した。北ルート 27 通、南ルート 46 通、計 73 通を回収した。

- （3）乗務員アンケート調査の実施

平成 30 年 2 月 5 日～2 月 16 日まで、まちなか循環路線バス運行経験がある乗務員を対象に、利用者の実態や運行上の課題等の調査項目について、アンケート調査票による調査を行い、バス

利用者の意向調査では把握しにくい利用実態と路線改善に必要な情報を収集し、15 人から回答を得た。

(4) バス停別利用者数調査

バス停別に利用者数の実態を把握するため、平成 29 年度の乗降者数を調査した。

(1) ～ (4) の調査結果は地域公共交通会議に報告し、「まちなか循環路線バス」運行計画の見直し及び利用者目標値の根拠とした。

・「まちなか循環路線バス」調査事業 の実施

(1) 沿線住民アンケート調査（まちなか循環路線バスを考えるアンケート調査）の実施

令和 3 年 11 月 1 日～11 月 26 日、惇明地区・昭和地区・大正地区（沿線一部地域）、修斉地区（沿線一部地域）においてアンケートを実施した。無作為に抽出した 1,000 世帯の世帯主あてに調査票（1 世帯あたり 4 名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。266 通（回収率：26.6%）、447 人から回答を得た。

(2) バス利用者アンケート調査の実施

バス利用者の意見を聴くため、令和 3 年 11 月 1 日～11 月 30 日まで、まちなか循環バス車両内にアンケート調査票を設置し、車両内に設置した回収箱で回収した。北ルート 10 通、南ルート 13 通、計 26 通を回収した。

(3) 乗務員アンケート調査の実施

令和 3 年 9 月 27 日～10 月 15 日まで、まちなか循環路線バス運行経験がある乗務員を対象に、利用者の実態や運行上の課題等の調査項目について、アンケート調査票による調査を行い、バス利用者の意向調査では把握しにくい利用実態と路線改善に必要な情報を収集し、15 人から回答を得た。

(4) バス停別利用者数調査

バス停別に利用者数の実態を把握するため、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて乗降者数を調査した。

(1) ～ (4) の調査結果は、「まちなか循環路線バス」運行計画の見直し及び利用者目標値の根拠とした。

・「園福線バス」調査事業の実施

(1) 乗降調査の実施

西日本ジェイアールバス株式会社の園福線において令和 5 年 8 月 7 日（月）から 9 月 25 日（月）のうち 12 日間、上下線総数 120 便において、乗客の乗降調査を実施した。調査を実施している際に、定期的に利用されている方に対して、聞き取り調査を実施した。

(2) 沿線地域への住民説明の実施

令和 5 年 9 月 21 日（木）から 10 月 3 日（火）のうち 4 日間で、三和地域の自治会長会で 1 回、三和地域で昼夜と 2 回、福知山市域で昼夜と 2 回、六人部地区で昼夜と 2 回の総回数 7 回沿線地域に対して住民説明会を実施した。また、園福線の利用者の多い福知山高校三和分校、福知山学園、福知山市民病院等で説明会を実施した。

説明会実施結果は地域公共交通会議に報告し、三和線及び園福線の運行事業との議論の参考にするとともに、利用者数推計の根拠とした。

(3) 利用者への聞き取り調査の実施

乗降調査の実施期間で利用者に対して、また令和5年10月18日（水）に園福線利用者に対し聞き取り調査を実施した。

（1）～（3）の調査結果は、「園福線バス」運行計画の見直し及び利用者目標値の根拠とした。

・「福知山線バス」調査事業の実施

（1）乗降調査の実施

丹後海陸交通株式会社の福知山線において令和6年2月26日（月）から令和6年3月5日（火）のうちの5日間、上下線総数30便において、乗客の乗降調査を実施した。

（2）沿線地域への住民説明の実施

令和6年10月16日（水）、10月22日（火）及び10月25日（金）の3日間で、北陵地域で昼夜と2回、福知山市域で昼夜と2回、総回数4回沿線地域に対して住民説明会を実施した。

説明会実施結果は地域公共交通会議に報告し、福知山線代替交通に関する議論の参考とした。

（3）利用者への聞き取り調査の実施

福知山線利用者に対して、聞き取り調査を実施した。

（1）～（3）の調査結果は、「福知山線バス」代替交通案策定の根拠とした。

・「まちなか循環路線バス」調査事業の実施

（1）沿線住民アンケート調査（まちなか循環路線バスを考えるアンケート調査）の実施

令和6年9月10日～10月10日、惇明地区・昭和地区・大正地区（沿線一部地域）、修斉地区（沿線一部地域）においてアンケートを実施した。無作為に抽出した1,000世帯の世帯主あてに調査票（1世帯あたり4名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。240通（回収率：24.0%）、434人から回答を得た。

（2）バス利用者アンケート調査の実施

バス利用者の意見を聴くため、令和6年9月10日～10月10日まで、まちなか循環バス車両内にアンケート調査票を設置し、車両内に設置した回収箱で回収した。北ルート10通、南ルート9通、計19通を回収した。

（3）乗務員アンケート調査の実施

令和6年8月28日～9月13日まで、まちなか循環路線バス運行経験がある乗務員を対象に、利用者の実態や運行上の課題等の調査項目について、アンケート調査票による調査を行い、バス利用者の意向調査では把握しにくい利用実態と路線改善に必要な情報を収集し、9人から回答を得た。

（4）バス停別利用者数調査

バス停別に利用者数の実態を把握するため、令和5年度から令和6年度にかけて乗降者数を調査した。

（5）乗降調査の実施

京都交通株式会社のまちなか循環3路線において令和7年1月15日（水）から1月21日（火）にかけて、総数124便において、乗客の乗降調査を実施した。

（1）～（5）の調査結果は、「まちなか循環路線バス」運行計画の見直し及び利用者目標値の根拠とする。

12. 協議会メンバーの構成

協議会の名称	福知山市地域公共交通会議
市区町村	福知山市
都道府県	京都府
地方運輸局	京都運輸支局
交通施設管理者等	福知山警察署、福知山河川国道事務所、中丹西土木事務所
交通事業者	京都交通(株)、(有)中京交通、自主バス運行協議会 事業者運転者団体代表
協議会が必要と認める者	福知山商工会議所、福知山市自治会長会運営委員代表

協議会の名称	福知山市地域公共交通会議 調整部会
市区町村	福知山市
都道府県	京都府
地方運輸局	京都運輸支局
交通事業者	京都交通(株)、(有)中京交通 三岳バス運行協議会、庵我バス運行協議会、中六人部バス運行協議会、 日本交通(株)、前田自動車(株)、(有)慶和、NPO 法人福知山 BGM 福祉 サービス、西日本旅客鉄道(株)、WILLER TRAINS(株)
協議会が必要と認める者	福知山市自治会長会運営委員代表、福知山市社会福祉協議会

協議会の名称	福知山市地域公共交通会議 専門部会
市区町村	福知山市
都道府県	京都府
地方運輸局	京都運輸支局
交通事業者	京都交通(株)、(有)中京交通 三岳バス運行協議会、庵我バス運行協議会、中六人部バス運行協議会

地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的な合意について

地域公共交通計画の策定後、記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受ける必要があります。（地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第9条第1項）

ただし、下記のいずれの要件をも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、協議会を開催しなくても協議会の議論を経たものとして取り扱うこととします。

（地域公共交通確保維持改善事業実施要領2.（1）②-アより）

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

(参考)

【地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（抄）】

(地域公共交通計画の変更)

第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

【地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抄）】

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減

・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減

・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減

・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

サービス継続実施計画の有無による補助金額等の違いについて

(フィーダー系統)

- 令和7年度補助金実績額(サービス継続実施計画の認定を受けたことによる特例措置適用)

算定式：38,285人(人口集中地区以外の人口)×240円+400万円

実績額：12,395,000円

- 令和7年度補助金上限額(サービス継続実施計画の認定がなかった場合)

算定式：38,285人(人口集中地区以外の人口)×90円+180万円

上限額：5,245,000円(千円未満切り捨て)

(三和線)

- 令和8事業年度福知山市負担額(サービス継続実施計画の認定がある場合)

経常費用 (事業者単価×キロ)	経常収益	経常費用-経常収益	負担者及び負担割合		
			国	府	福知山市
22,443,890円	12,308,548円	10,135,342円	5,049,000円	5,049,000円	37,343円

→福知山市負担額 37,343円

- 令和8事業年度福知山市負担額(サービス継続実施計画の認定がない場合)

経常費用 (事業者単価×キロ)	経常収益	経常費用-経常収益	負担者及び負担割合		
			国	府	福知山市
22,443,890円	12,308,548円	10,135,342円	3,884,000円	3,884,000円	2,367,342円

→福知山市負担額 2,367,342円

園福線地域旅客運送サービス継続事業 実施方針（案）

地域旅客運送サービス継続事業の実施に関して、必要な事項を以下のとおり定める。

1 目的

本方針は、福知山市、南丹市及び京丹波町における住民の日常生活に必要な移動手段を将来にわたり安定的に確保することを目的とし、その持続可能な運行の確保を基本とするとともに、利用促進及びサービスの質の向上にも取り組む観点から、地域旅客運送サービス継続事業を実施する者を公募により選定するための基本的な考え方及び手続を定めるものである。

2 実施事業

園福線地域旅客運送サービス継続事業

3 実施計画

（１）実施区域

福知山市： 厚中町、篠尾新町、西本町、駅前町、南栄町、内記一丁目、内記五丁目、
内記六丁目、蛇ヶ端、土師宮町、土師新町東、土師新町南、市の谷、長田段、
上松、長田南、多保市、岩崎、池田、三俣、堀越、生野、萩原、芦刈、寺尾、
千束、辻、菟原下一、菟原中、大身

南 丹 市： 上木崎町大谷、上木崎町峠尻、上木崎町年ノ森、上木崎町入道、河原町、
上本町、上本町南、美園町、小山東町

京丹波町： 下大久保大久保坪、上大久保田中ノ下、上大久保船谷、水原六ノ坪、水原片山、
水原フロノ元、坂井青山、井尻松ヶ鼻、井尻コハケ谷、井尻上ノ地、和田前田、
和田安階、橋爪桧山、和田大下、橋爪中山、橋爪大野、豊田九手、豊田水落、
豊田下川原、曾根崩下代、蒲生蒲生野、蒲生堂ノ上、須知伏拝、須知天神、
須知岡畑、須知岩山、水戸庄ノ下、水戸町、新水戸二反田、水戸 小ノ欠、
水戸中垣内、新水戸浦ヶ谷、新水戸大峠

（２）事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

項目	内容
①路 線	別紙１「路線図」のとおり
②運 賃	別紙２「現行事業者運賃」のとおり
③運行便数	下図「路線別一覧」のとおり
④ダ イ ヤ	別紙３「現行事業者時刻表」のとおり

共通条件

項目	内容
事業種類	一般乗合旅客自動車運送事業
運行態様	路線定期運行

路線別一覧

系統名	平日（本/日）	土休日（本/日）	事業者名
園福線 1 （園部駅東口～桧山）	18	18	(有)中京交通
園福線 2 （園部駅東口～丹波自然運動公園～桧山）	2	2	(有)中京交通
園福線 3 （桧山～菟原）	6	6	(有)中京交通
園福線 4 （桧山～下ノ段）	4	4	(有)中京交通
三和線 （福知山市民病院～丹波大身）	8	8	京都交通(株)

- (3) (2) 路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

<引き続き実施するサービスの内容>

項目	内容
①運送機関の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
②運送態様	路線定期運行
③運行区間	園部駅東口～福知山市民病院前 ※一部区間の提案も可とする。
④運賃	提案する運行サービスに適した運賃の提案 ただし、最終的には選定した運行予定事業者と協議し、決定する。
⑤路線 （運行ルート）	路線バス事業者による継続 現行ルートと異なる運行ルートの提案を妨げるものではない。
⑥運行便数	提案は現行の運行便数を基本とするが、現行の運行便数と異なる内容の提案を妨げるものではない。
⑦ダイヤ	現行ダイヤを参考に、移動需要及び利用状況を考慮したダイヤの提案を求める。
⑧運行車両	車両は運行開始までに提案事業者が調達すること。 ただし、提案事業者による調達が困難な場合は、その旨を企画提案書に記載すること。

	選定した運行予定事業者と地方公共団体において車両の調達について協議する。
⑨運転士	提案する運行サービスに必要な運転士は、提案事業者が確保すること。
⑩利用促進・サービス向上等	提案にあたっては、運行の継続・確保に加え、利用促進やサービスの質の向上に資する取組を具体的に示すとともに、将来の需要動向や地域の実情を踏まえた持続可能な運行のあり方についても考慮する。
⑩その他	・ 上記①～⑩に基づく提案を優先して、運行予定事業者を評価する。ただし、上記⑤、⑥と異なる運行サービスの提案を妨げるものではない。 ・ 提案にあたっては、既存の運行サービス（路線・便数・ダイヤ等）をそのまま踏襲することなく、利用者の利便性と事業の継続性について、両方の側面から検討し、提案すること。 ・ 実施方針に示す事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を踏まえ、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が地域住民等に利用されるための企画提案すること。 ・ 運行サービスの詳細、車両調達方法及びその他運行に必要な事項については、提案内容に基づき、選定した運行予定事業者と協議して決定する。

4 継続旅客運送を実施する者の条件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び営業所が位置する地方自治体の地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、京都府、福知山市、南丹市、京丹波町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、(5) のエリアで一般路線（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 地方公共団体による支援の内容

- ・国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用する。
- ・運賃収入及び国庫補助金等で賄えない運行実施に必要な経費（運行費及び車両購入費に係る経費等）は京都府、福知山市、南丹市、京丹波町で支援する。
※負担事項及び負担額については、選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- ・共通回数券等、利用者の利便性向上のための取り組みについて支援する。
- ・バス停留所に関する以下の費用等について支援する。
 - バス停留所設置に係る費用
 - バス停留所の占用許可申請に係る手続き
 - バス停留所の保守管理
- ・バスの利用促進に関して以下の取り組みを実施する。
 - 地域住民（自治会・老人会等）に対する説明会等の利用促進
 - 自治体の広報・ホームページでの利用案内
 - 利用促進チラシの作成・配布

6 実施予定期間

- ・運行開始日から令和14年3月まで
※JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画及び福知山市地域公共交通計画の計画期間。
なお、運行開始は令和9年4月1日。選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

7 公募の期間

- ・令和8年6月12日（金）～令和8年7月3日（金）

8 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

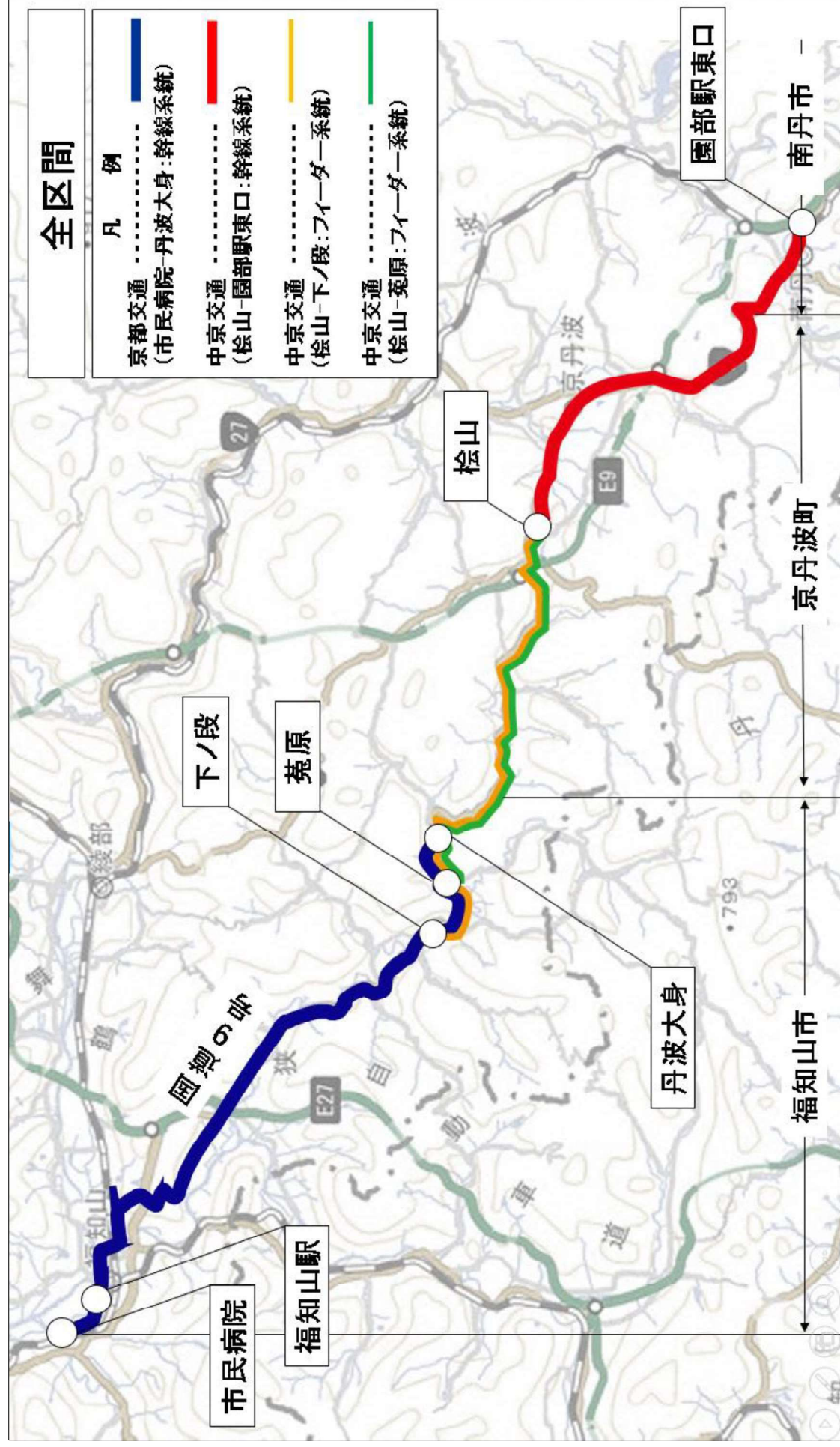
選定方法は、園福線地域旅客運送サービス継続事業募集要領に基づく公募型のプロポーザル（企画提案）方式とし、参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、

園福線運行予定事業者選定会議が「評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を運行予定事業者として選定する。

9 その他必要な事項

(1) 提出書類

- ① 参加表明書
 - ② 企画提案書
 - ③ 国税及び営業所が位置する地方自治体の地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の納税証明書
 - ・ 国税：未納の税額がないことの証明（その3の3）
 - ・ 営業所が位置する地方自治体の地方税：滞納がないことの証明※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - ④ 共同企業体で参加の場合
 - ・ 共同企業体届出書
 - ・ 共同企業体協定書
 - ・ 委任状
 - ・ 使用印鑑届
 - ⑤ 提案事業者が会社・法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - ・ 商業・法人登記事項証明書 1部※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - ・ 法人定款
 - ⑥ 財務諸表
 - ⑦ 営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）
 - ⑧ 4（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図
 - ⑨ 道路運送法一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
- ※ ⑦、⑧、⑨については、事前説明会参加申込みの際に提出している場合は不要。
- ⑩ 園福線に関する情報提供依頼書（運行データ等必要ない場合は提出不要）
- ※ 園福線に関する情報の提供について
- 企画提案書作成につき、必要な園福線の利用者データ等は、原則、事前説明会に参加した事業者提供に提供する。（事前説明会へ参加できる事業者は、4（5）及び（6）の要件を満たす者。）
- なお、4（5）及び（6）の要件を満たすが、事前説明会に参加できない者においては、園福線に係る情報提供依頼書の提出があった場合に運行データ等を提供する。
- 【提供する情報】**
- ・ 乗降調査結果（R6～R8）
 - ・ 路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料）
 - ・ その他提案に必要な情報
- ⑪ 誓約書



京都交通株が運行する区間（福知山市民病院～丹波大身）

三和線 1				系統		71・72		届出系統No.33																							
令和7年6月1日改正 (市民病院～長田～丹波大身)																菟原 (天理教前)		200													
																柳瀬		200	250												
																三和橋		200	200	300											
																細見千束 (細見住宅センター前 デュニ和店前)		200	200	250	350										
																丹波新橋 (下の段)		200	200	250	350	400									
																芦刈		200	200	300	350	400	450								
																丹波萩原		200	200	250	350	400	450	550							
																堀越 (丹波三保)		200	200	250	350	400	450	500	600						
																丹波池田		200	250	300	350	400	450	500	550	650					
																丹波岩崎 (多保市)		200	250	300	350	400	450	500	600	600	700				
																長田		200	250	300	350	400	450	500	600	600	650	750			
																下六人部		200	200	250	350	400	450	500	550	600	650	700	750		
																なかよし広場 (トラップセンター前) (長田野中前)		200	200	300	300	400	450	500	550	600	650	700	750	750	
																土師新町		200	250	300	400	450	500	550	600	650	700	750	750	750	
																丹波土師		200	250	300	350	400	450	550	600	650	700	700	750	750	750
福知山								250	250	300	450	450	500	550	650	650	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750

別紙2「現行事業者運賃」

(有)中京交通が運行する区間（園部駅東口～桧山間、桧山～下ノ段間）

園部駅東口⇄桧山（【60】園福線1・【65】園福線2）運賃表

園部駅東口⇄桧山（【60】園福線1・【65】園福線2）運賃表																			桧山																					
																			京丹波町病院前	150																				
																			常盤寺下	150	150																			
																			九手神社前	150	200	200																		
																			丹波高麗	150	150	200	200																	
																			須賀高松前	150	200	200	250	250																
																			丹波自然運動公園前 （※丹波町役場前）	150	150	200	200	300	300															
																			丹波自然運動公園	150	150	150	200	200	300	300														
																			常盤	150	150	150	150	250	250	300	300													
																			農協会館前	150	150	150	150	200	300	300	350	350												
																			新道口	150	150	150	150	150	200	300	300	350	350											
																			新渡和	150	150	150	150	150	200	300	300	350	350											
																			琴波道	150	150	150	150	200	200	200	300	350	400	400										
																			竹野口	150	150	150	150	150	200	200	200	300	350	400	400									
																			丹波水戸	150	150	150	150	150	150	200	200	200	300	350	400	400								
																			金福寺前	150	150	150	150	150	200	200	250	250	300	350	400	400	400							
																			新水戸	150	150	150	150	150	200	200	250	250	300	350	400	400	400							
																			峠北口	200	250	250	300	300	300	300	350	350	350	400	500	500	600	600						
																			観音寺	200	200	250	250	300	300	300	300	350	350	350	350	400	500	500	600	600				
																			上水崎	150	250	250	300	300	350	350	350	350	400	400	400	400	500	500	600	600	600			
																			園部河原町	150	200	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600		
																			園部大橋	150	150	200	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600		
																			園部宮町	150	150	150	200	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600	
																			本町口	150	150	150	150	200	300	300	300	300	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600	
																			園部駅東口	150	150	150	150	150	200	300	300	300	300	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600

桧山⇄下ノ段（【70】園福線3・【80】園福線4）運賃表

桧山⇄下ノ段（【70】園福線3・【80】園福線4）運賃表																					下ノ段 （三和分枝前）															
																					ミニフレッシュ 高松駅前	150														
																					龍見千束	150	150													
																					龍見辻	150	150	150												
																					三和橋	150	150	150	150											
																					柳瀬	150	150	150	150	200										
																					菟原下	150	150	200	200	200	300									
																					天理教前	150	150	150	200	200	200	300								
																					菟原	150	150	150	150	200	200	200	300							
																					大倉下	150	150	200	200	250	300	300	300	350						
																					丹波大倉	150	150	150	200	200	250	300	300	300	350					
																					松ヶ瀬	150	150	150	150	200	200	250	300	300	300	350				
																					下大久保	200	200	300	300	300	300	350	400	400	400	400				
																					下地	150	250	250	350	350	350	350	350	400	400	400	400			
																					上大久保	150	150	250	250	350	350	350	350	400	400	400	400			
																					六ノ坪	150	150	150	300	300	400	400	400	400	500	500	500	500		
																					丹波梅田	150	150	150	300	300	400	400	400	400	500	500	500	500		
																					坂井	150	200	200	250	250	350	350	400	400	400	500	500	500	600	
																					井尻	150	150	250	250	300	300	400	400	500	500	500	500	500	600	
																					出口砂見前	150	150	200	300	300	300	400	400	500	500	500	500	600	600	
																					丹波和田	150	150	150	250	300	300	350	350	400	400	500	500	600	600	
																					京丹波町 病院前	150	150	150	150	250	300	300	350	350	400	400	500	500	600	600
桧山	150	150	150	150	150	250	300	300	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600	600																

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり

京都交通㈱が運行する区間（福知山市民病院～丹波大身）

バス停 番号	[71]三和線 市民病院～福知山駅～長田～千束～丹波大身				
106	市 民 病 院	7:13	11:53	14:08	17:23
105	篠 尾 新 町	7:14	11:54	14:09	17:24
103	西 本 町	7:16	11:56	14:11	17:26
101	福 知 山 駅 前	7:20	12:00	14:15	17:30
114	市 役 所 前	7:22	12:02	14:17	17:32
305	福 知 山 城 公 園 前	7:23	12:03	14:18	17:33
306	松 縄 手	7:24	12:04	14:19	17:34
707	丹 波 土 師	7:25	12:05	14:20	17:35
708	松 本 病 院 前	7:26	12:06	14:21	17:36
709	土 師 新 町	7:27	12:07	14:22	17:37
710	ロイヤルヒルホテル前	7:28	12:08	14:23	17:38
711	長 田 野 体 育 館 前	7:29	12:09	14:24	17:39
712	トラックセンター前	7:29	12:09	14:24	17:39
713	長 田 野 中 橋	7:30	12:10	14:25	17:40
714	な か よ し 広 場	7:31	12:11	14:26	17:41
715	市 ノ 谷	7:32	12:12	14:27	17:42
716	砂 子 池	7:33	12:13	14:28	17:43
717	長 田 郵 便 局 前	7:33	12:13	14:28	17:43
718	下 六 人 部	7:34	12:14	14:29	17:44
719	上 松	7:34	12:14	14:29	17:44
720	長 田	7:35	12:15	14:30	17:45
721	照 蓮 寺 下	7:35	12:15	14:30	17:45
722	信 用 金 庫 前	7:36	12:16	14:31	17:46
723	多 保 市	7:39	12:19	14:34	17:49
724	丹 波 岩 崎	7:40	12:20	14:35	17:50
725	丹 波 池 田	7:41	12:21	14:36	17:51
726	下 三 俣	7:42	12:22	14:37	17:52
727	丹 波 三 俣	7:43	12:23	14:38	17:53
728	堀 越	7:43	12:23	14:38	17:53
729	生 野 里	7:44	12:24	14:39	17:54
730	丹 波 萩 原	7:45	12:25	14:40	17:55
731	芦 洲	7:47	12:27	14:42	17:57
732	三 軒 家	7:48	12:28	14:43	17:58
733	丹 波 新 橋	7:49	12:29	14:44	17:59
734	下ノ段（三和分校）	7:49	12:29	14:44	17:59
735	ミニフレッシュ三和店前	7:51	12:31	14:46	18:01
736	細 見 千 束	7:52	12:32	14:47	18:02
737	細 見 辻	7:53	12:33	14:48	18:03
738	三 和 橋	7:54	12:34	14:49	18:04
739	柳 瀬	7:55	12:35	14:50	18:05
740	菟 原 下	7:56	12:36	14:51	18:06
741	天 理 教 前	7:56	12:36	14:51	18:06
742	菟 原	7:57	12:37	14:52	18:07
743	大 身 下	7:58	12:38	14:53	18:08
744	丹 波 大 身	8:00	12:40	14:55	18:10

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり

京都交通㈱が運行する区間（福知山市民病院～丹波大身）

バス停 番号	[72]三和線 丹波大身～千束～長田～福知山駅～市民病院				
744	丹 波 大 身	8:20	13:00	15:25	18:20
743	大 身 下	8:21	13:01	15:26	18:21
742	菟 原	8:22	13:02	15:27	18:22
741	天 理 教 前	8:22	13:02	15:27	18:22
740	菟 原 下	8:23	13:03	15:28	18:23
739	柳 瀬	8:24	13:04	15:29	18:24
738	三 和 橋	8:25	13:05	15:30	18:25
737	細 見 辻	8:26	13:06	15:31	18:26
736	細 見 千 束	8:27	13:07	15:32	18:27
735	ミニフレッシュ三和店前	8:29	13:09	15:34	18:29
734	下ノ段（三和分校）	8:30	13:10	15:35	18:30
733	丹 波 新 橋	8:30	13:10	15:35	18:30
732	三 軒 家	8:31	13:11	15:36	18:31
731	芦 洲	8:32	13:12	15:37	18:32
730	丹 波 萩 原	8:33	13:13	15:38	18:33
729	生 野 里	8:35	13:15	15:40	18:35
728	堀 越	8:36	13:16	15:41	18:36
727	丹 波 三 俣	8:36	13:16	15:41	18:36
726	下 三 俣	8:37	13:17	15:42	18:37
725	丹 波 池 田	8:38	13:18	15:43	18:38
724	丹 波 岩 崎	8:39	13:19	15:44	18:39
723	多 保 市	8:40	13:20	15:45	18:40
722	信 用 金 庫 前	8:40	13:20	15:45	18:40
721	照 蓮 寺 下	8:41	13:21	15:46	18:41
720	長 田	8:41	13:21	15:46	18:41
719	上 松	8:42	13:22	15:47	18:42
718	下 六 人 部	8:44	13:24	15:49	18:44
717	長 田 郵 便 局 前	8:44	13:24	15:49	18:44
716	砂 子 池	8:45	13:25	15:50	18:45
715	市 ノ 谷	8:46	13:26	15:51	18:46
714	な か よ し 広 場	8:48	13:28	15:53	18:48
713	長 田 野 中 橋	8:48	13:28	15:53	18:48
712	トラックセンター前	8:49	13:29	15:54	18:49
711	長 田 野 体 育 館 前	8:50	13:30	15:55	18:50
710	ロイヤルヒルホテル前	8:51	13:31	15:56	18:51
709	土 師 新 町	8:52	13:32	15:57	18:52
708	松 本 病 院 前	8:52	13:32	15:57	18:52
707	丹 波 土 師	8:53	13:33	15:58	18:53
306	松 縄 手	8:55	13:35	16:00	18:55
305	福 知 山 城 公 園 前	8:56	13:36	16:01	18:56
114	市 役 所 前	8:57	13:37	16:02	18:57
101	福 知 山 駅 前	9:00	13:40	16:05	19:00
103	西 本 町	9:01	13:41	16:06	19:01
105	篠 尾 新 町	9:02	13:42	16:07	19:02
106	市 民 病 院	9:07	13:47	16:12	19:07

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり
 (有)中京交通が運行する区間（園部駅東口～桧山）

系統名・・・【60】園福線1、【65】園福線2（丹波自然運動公園経由）

系統名	【60】①	【60】②	【65】③	【60】④	【60】⑤	【60】⑥	【60】⑦	【60】⑧	【60】⑨	【60】⑩
園部駅東口	7:25	7:59	8:35	11:35	12:48	13:52	14:52	16:52	18:52	19:52
本町口	7:27	8:01	8:37	11:37	12:50	13:54	14:54	16:54	18:54	19:54
園部宮町	7:28	8:02	8:38	11:38	12:51	13:55	14:55	16:55	18:55	19:55
園部大橋	7:29	8:03	8:39	11:39	12:52	13:56	14:56	16:56	18:56	19:56
園部河原町	7:30	8:04	8:40	11:40	12:53	13:57	14:57	16:57	18:57	19:57
上木崎	7:31	8:05	8:41	11:41	12:54	13:58	14:58	16:58	18:58	19:58
観音峠	7:33	8:07	8:43	11:43	12:56	14:00	15:00	17:00	19:00	20:00
峠北口	7:35	8:09	8:45	11:45	12:58	14:02	15:02	17:02	19:02	20:02
新水戸	7:36	8:10	8:46	11:46	12:59	14:03	15:03	17:03	19:03	20:03
金福寺前	7:37	8:11	8:47	11:47	13:00	14:04	15:04	17:04	19:04	20:04
丹波水戸	7:38	8:12	8:48	11:48	13:01	14:05	15:05	17:05	19:05	20:05
竹野口	7:39	8:13	8:49	11:49	13:02	14:06	15:06	17:06	19:06	20:06
琴滝道	7:40	8:14	8:50	11:50	13:03	14:07	15:07	17:07	19:07	20:07
新須知	7:42	8:16	8:52	11:52	13:05	14:09	15:09	17:09	19:09	20:09
新道口	7:42	8:16	8:52	11:52	13:05	14:09	15:09	17:09	19:09	20:09
農協会館前	7:43	8:17	8:53	11:53	13:06	14:10	15:10	17:10	19:10	20:10
藩生	7:45	8:19	8:55	11:55	13:08	14:12	15:12	17:12	19:12	20:12
丹波自然運動公園	↓	↓	8:57	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
丹波自然運動公園前 京丹波町役場前	7:46	8:20	8:58	11:56	13:09	14:13	15:13	17:13	19:13	20:13
須知高校前	7:47	8:21	8:59	11:57	13:10	14:14	15:14	17:14	19:14	20:14
丹波高原	7:49	8:23	9:01	11:59	13:12	14:16	15:16	17:16	19:16	20:16
九手神社前	7:49	8:23	9:01	11:59	13:12	14:16	15:16	17:16	19:16	20:16
常照寺下	7:51	8:25	9:03	12:01	13:14	14:18	15:18	17:18	19:18	20:18
京丹波町病院前	7:53	8:27	9:05	12:03	13:16	14:20	15:20	17:20	19:20	20:20
桧山	7:57	8:31	9:09	12:07	13:20	14:24	15:24	17:24	19:24	20:24

系統名・・・【60】園福線1、【65】園福線2（丹波自然運動公園経由）

系統名	【60】⑪	【60】⑫	【60】⑬	【60】⑭	【60】⑮	【60】⑯	【60】⑰	【65】⑱	【60】⑲	【60】⑳
桧山	6:16	6:50	7:43	9:15	10:15	12:25	13:25	16:00	17:35	18:35
京丹波町病院前	6:16	6:50	7:43	9:15	10:15	12:25	13:25	16:00	17:35	18:35
常照寺下	6:19	6:53	7:46	9:18	10:18	12:28	13:28	16:03	17:38	18:38
九手神社前	6:21	6:55	7:48	9:20	10:20	12:30	13:30	16:05	17:40	18:40
丹波高原	6:22	6:56	7:49	9:21	10:21	12:31	13:31	16:06	17:41	18:41
須知高校前	6:24	6:58	7:51	9:23	10:23	12:33	13:33	16:08	17:43	18:43
丹波自然運動公園	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	16:10	↓	↓
丹波自然運動公園前 京丹波町役場前	6:25	6:59	7:52	9:24	10:24	12:34	13:34	16:11	17:44	18:44
藩生	6:26	7:00	7:53	9:25	10:25	12:35	13:35	16:12	17:45	18:45
農協会館前	6:27	7:01	7:54	9:26	10:26	12:36	13:36	16:13	17:46	18:46
新道口	6:27	7:01	7:54	9:26	10:26	12:36	13:36	16:13	17:46	18:46
新須知	6:28	7:02	7:55	9:27	10:27	12:37	13:37	16:14	17:47	18:47
琴滝道	6:28	7:02	7:55	9:27	10:27	12:37	13:37	16:14	17:47	18:47
竹野口	6:30	7:04	7:57	9:29	10:29	12:39	13:39	16:16	17:49	18:49
丹波水戸	6:30	7:04	7:57	9:29	10:29	12:39	13:39	16:16	17:49	18:49
金福寺前	6:32	7:06	7:59	9:31	10:31	12:41	13:41	16:18	17:51	18:51
新水戸	6:33	7:07	8:00	9:32	10:32	12:42	13:42	16:19	17:52	18:52
峠北口	6:34	7:08	8:01	9:33	10:33	12:43	13:43	16:20	17:53	18:53
観音峠	6:36	7:10	8:03	9:35	10:35	12:45	13:45	16:22	17:55	18:55
上木崎	6:38	7:12	8:05	9:37	10:37	12:47	13:47	16:24	17:57	18:57
園部河原町	6:40	7:14	8:07	9:39	10:39	12:49	13:49	16:26	17:59	18:59
園部大橋	6:41	7:15	8:08	9:40	10:40	12:50	13:50	16:27	18:00	19:00
園部宮町	6:41	7:15	8:08	9:40	10:40	12:50	13:50	16:27	18:00	19:00
本町口	6:42	7:16	8:09	9:41	10:41	12:51	13:51	16:28	18:01	19:01
園部駅東口	6:48	7:22	8:15	9:47	10:47	12:57	13:57	16:34	18:07	19:07

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり
 (有)中京交通が運行する区間（桧山～下ノ段）

系統名・・・【70】園福線3、【80】園福線4

系統名	【70】①	【80】②	【70】③	【80】④	【70】⑤	区間距離
桧山	6:47	8:01	12:15	15:01	17:35	0.0 Km
京丹波町病院前	6:47	8:01	12:15	15:01	17:35	0.2 Km
丹波和田	6:48	8:02	12:16	15:02	17:36	0.6 Km
出口妙見前	6:51	8:05	12:19	15:05	17:39	1.3 Km
井尻	6:52	8:06	12:20	15:06	17:40	0.9 Km
坂井	6:53	8:07	12:21	15:07	17:41	1.0 Km
丹波梅田	6:56	8:10	12:24	15:10	17:44	1.9 Km
六ノ坪	6:57	8:11	12:25	15:11	17:45	0.5 Km
上大久保	6:58	8:12	12:26	15:12	17:46	0.7 Km
下地	6:58	8:12	12:26	15:12	17:46	0.5 Km
下大久保	7:00	8:14	12:28	15:14	17:48	1.0 Km
松ヶ瀬	7:03	8:17	12:31	15:17	17:51	2.6 Km
丹波大身	7:04	8:18	12:32	15:18	17:52	0.5 Km
大身下	7:05	8:19	12:33	15:19	17:53	0.9 Km
菟原	7:07	8:21	12:35	15:21	17:55	1.3 Km
天理教前	止	8:21	止	15:21	止	0.6 Km
菟原下		8:21		15:21		0.1 Km
柳瀬		8:22		15:22		0.5 Km
三和橋		8:23		15:23		0.9 Km
細見辻		8:24		15:24		1.0 Km
細見千束		8:26		15:26		0.5 Km
ミニフレッシュ三和店前		8:27		15:27		0.4 Km
下ノ段		8:29		15:29		0.5 Km

系統名・・・【70】園福線3、【80】園福線4

系統名	【70】⑥	【80】⑦	【70】⑧	【80】⑨	【70】⑩	区間距離
下ノ段		8:40		16:54		0.0 Km
ミニフレッシュ三和店前		8:42		16:56		0.5 Km
細見千束		8:43		16:57		0.4 Km
細見辻		8:44		16:58		0.5 Km
三和橋		8:45		16:59		1.0 Km
柳瀬		8:46	市営バス 菟原 12:58着	17:00		0.9 Km
菟原下		8:47		17:01		0.5 Km
天理教前		8:47		17:01		0.1 Km
菟原	7:18	8:48	13:00	17:02	18:10	0.6 Km
大身下	7:19	8:49	13:01	17:03	18:11	1.3 Km
丹波大身	7:20	8:50	13:02	17:04	18:12	0.9 Km
松ヶ瀬	7:21	8:51	13:03	17:05	18:13	0.5 Km
下大久保	7:25	8:55	13:07	17:09	18:17	2.6 Km
下地	7:26	8:56	13:08	17:10	18:18	1.0 Km
上大久保	7:27	8:57	13:09	17:11	18:19	0.5 Km
六ノ坪	7:28	8:58	13:10	17:12	18:20	0.7 Km
丹波梅田	7:28	8:58	13:10	17:12	18:20	0.5 Km
坂井	7:31	9:01	13:13	17:15	18:23	1.9 Km
井尻	7:32	9:02	13:14	17:16	18:24	1.0 Km
出口妙見前	7:33	9:03	13:15	17:17	18:25	0.9 Km
丹波和田	7:36	9:06	13:18	17:20	18:28	1.3 Km
京丹波町病院前	7:37	9:07	13:19	17:21	18:29	0.6 Km
桧山	7:40	9:10	13:22	17:24	18:32	0.2 Km

園福線地域旅客運送サービス継続事業

募集要領（案）

令和8年6月

京都府・福知山市・南丹市・京丹波町

（JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会・

福知山市地域公共交通会議）

(案)

1 事業の趣旨・目的

本要領は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、園福線の運行事業について、改めて企画提案を募集し、最も適切な運行予定事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 園福線地域旅客運送サービス継続事業
- (2) 事業内容 別紙「園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり
※ 事業内容の詳細は選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- (3) 事業期間 運行開始から令和 14 年 3 月まで
※運行開始は令和 9 年 4 月 1 日を目途に選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び営業所が位置する地方自治体の地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、京都府、福知山市、南丹市、京丹波町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、(5) のエリアで一般路線（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(案)

- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

<京都府>

住 所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部交通政策課 企画係 徳田 佐伯
電話番号 075-414-5143 (交通政策課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 075-414-5183
メールアドレス kotsu@pref.kyoto.lg.jp

<福知山市>

住 所 〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1
福知山市建設交通部都市・交通課 交通政策係 川見、月岡、田崎
電話番号 0773-24-7084 (都市・交通課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 0773-23-6537
メールアドレス toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp

<南丹市>

住 所 〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地
南丹市地域振興部地域振興課 交通対策係 松本
電話番号 0771-68-0019 (地域振興課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 0771-63-0653
メールアドレス chiki@city.nantan.lg.jp

<京丹波町>

住 所 〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1
京丹波町総務部企画情報課 交通対策係 伴田
電話番号 0771-82-3801 (企画情報課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 0771-82-2700
メールアドレス kikaku30@town.kyotamba.lg.jp

(案)

(2) 本プロポーザルについて掲載しているホームページ

- ・京 都 府 (<http://www.>)
- ・福知山市 (<http://www.>)
- ・南 丹 市 (<http://www.>)
- ・京丹波町 (<http://www.>)

(3) 公募の実施スケジュール (仮)

日 付	内 容
令和8年6月12日(金)	公告
令和8年6月17日(水)	説明会
令和8年6月19日(金)	質問の受付締切
令和8年6月25日(木)	質問の回答期日
令和8年7月3日(金)	参加表明書・企画提案書等の受付締切
令和8年7月8日(水)	プレゼンテーション実施日
令和8年7月10日(金)	選定委員会実施日
令和8年7月15日(水)	審査結果通知

※公募終了後、令和9年4月1日を目途に運行を開始できるよう、選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

(4) 公募要領等の配布

- ① 配布期間：令和8年6月12日(金)～令和8年7月3日(金)
(平日午前9時～午後5時まで)

② 配布場所及び受付場所

(1)の担当部署で配布するほか、(2)の京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページから公募期間中はダウンロードが可能。

(5) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

本事業の実施を希望する者は、以下の①～④により企画提案書他必要書類を提出すること。

- ① 提出期限：令和8年6月12日(金)～令和8年7月3日(金)
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

② 提出場所：(1)に同じ

③ 提出方法：持参(平日午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

④ 提出部数：2部(正本1部、副本1部)

(案)

5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和8年6月17日(水)
午後3時30分～午後4時30分(終了予定)
- (2) 開催場所：南丹市園部文化会館「アスエルそのべ」3階 小研修室
- (3) 申込資格：事前説明会へ参加できる者は、3(5)及び(6)の要件を満たす者とする。
- (4) 申込方法：(3)の資格を満たす者のうち、事前説明会の参加を希望する者は、令和8年6月16日(火)午後5時までに参加申込書(様式●)及び(3)を証明する書類を、4(1)のいずれかに提出すること。(FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。)
- 【(3)を証明する書類】
- ・営業所等所在地の記載がある会社概要(パンフレット等)
 - ・3(5)のエリアで運行していることがわかるバス路線図
 - ・道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
- (5) 説明会への申込期限：令和8年6月16日(火)午後5時まで

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和8年6月12日(金)～令和8年6月19日(金)午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)のいずれかに提出の上、電話で着信確認を行うこと。
- (3) 質疑様式等：様式に、次の点に留意して記載すること。
- ア 件名は、「園福線地域旅客運送サービス継続事業に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和8年6月25日(木)
- (5) 回答方法：質問への回答は、4(2)の京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページに掲載し、個別には回答しない。
- ※ ただし、質問又は回答の内容が、7以外の審査内容に係る質問については回答できない。

7 応募書類の提出

- (1) 提出書類
- ① 参加表明書
 - ② 企画提案書
 - ③ 誓約書
 - ④ 国税及び京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税の納税証明書
 - ・国税：未納の税額がないことの証明(その3の3)

(案)

・京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税：滞納がないことの証明

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

⑤ 提案事業者が会社・法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

・商業・法人登記事項証明書 1部

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

・法人定款

⑥ 財務諸表

⑦ 営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）

⑧ 3（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図

⑨ 道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し

※ ⑦、⑧、⑨については、事前説明会参加申込みの際に提出している場合は不要。

⑩ 共同企業体で参加の場合

・共同企業体届出書兼委任状

・共同企業体協定書

・使用印鑑届

⑪ 園福線に関する情報提供依頼書（運行データ等必要ない場合は提出不要）

※ 企画提案書作成につき、必要な園福線の利用者データ等は、原則、5事前説明会に参加した事業者を提供する。

なお、5（3）の要件を満たすが、事前説明会に参加できない者においては、園福線に係る情報提供依頼書の提出があった場合に運行データ等を提供する。

【提供する情報】

・乗降調査結果（R6～R7）

・路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料）

・その他提案に必要な情報

（2）企画提案書の作成方法

園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出された応募書類の取扱い

① 提出された企画提案書は、本公募における運行予定事業者の選定以外の目的で使
用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府・福知山市・南丹市・京
丹波町の情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う。

③ 提出された応募書類は返却しない。

④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護さ
れる第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案

(案)

者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「園福線地域旅客運送サービス継続事業に係る評価項目及び評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

複数の提案事業者から運行区間が競合する企画提案書の提出があった場合は、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、園福線運行予定事業者選定会議（以下「選定会議」という。）が（１）に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 運行予定事業者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、（３）の総合点が最も高い者を、運行予定事業者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、「評価基準」のうち評価項目「企業努力」の点数が最も高い者を本事業の運行予定事業者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、運行予定事業者として選定しない。
- ④ 全ての企画提案について、事業の目的を達成できないものであると判断したときは、運行予定事業者を選定しないものとする。
その場合は、公募要件を見直し、改めて公募のうえ運行予定事業者を選定する。
- ⑤ 参加者が 1 者であっても企画提案を評価し、基準を満たしていると判断した場合は、運行予定事業者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

運行予定事業者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(案)

(1) 運行予定事業者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者について

※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続き

今回の公募は、契約手続きを伴わず、運行予定事業者を決定するものである。運行形態・サービス内容については、運行予定事業者と調整・協議し、決定していくものとする。

11 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。

ただし、府・福知山市・南丹市・京丹波町から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、府・福知山市・南丹市・京丹波町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(案)

(別紙)

園福線地域旅客運送サービス継続事業に係る
評価項目及び評価基準 (案)

評価項目	評価基準	配点
実施方針との整合	・実施方針に沿った提案がされているか	10
運営能力	・経営（財政）状況は健全か ・安定した事業実施が可能か ・同種・類似事業を実施しているか	15
危機管理体制	・事故に対する責任体制や処理体制が適切か ・災害発生時等緊急時の対応能力はあるか	15
運行能力 (安全・円滑な運行)	・人員（運転士）の配置は適切か ・運転士の体調管理やマナー教育がされているか ・重大事故を起こしていないか（過去3年）	15
業務遂行能力	・高齢者や障がい者等への配慮がされているか ・車両検査対応について ・苦情対応体制がとられているか	15
企業努力	・利用見込み、想定運行損益は適切か ・サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか （運行ルート、便数、ダイヤ等） ・利用促進策があるか （利用者に対する情報提供やICカード等の設置について、 沿線市町等と連携して取り組む提案がされているか） ・提案内容に地域住民に対する配慮や利便性向上の提案が されているか	30
合計		100

- ・参加者が1者のみの場合は、配点合計が採択基準（60点以上）となった場合に限
り、運行予定事業者として選定する。

【配点基準（30点（15点）満点）】

優れている	30(15)
やや優れている	24(12)
標準	18(9)
やや劣っている	12(6)
劣っている	6(3)

【配点基準（10点満点）】

優れている	10
やや優れている	8
標準	6
やや劣っている	4
劣っている	2

次期福知山市地域公共交通計画の策定について

1 実施予定時期 令和8年6月頃～

2 主な調査内容

(1) 地域内公共交通現況・利用実態調査

- ・市内で運行する全バス路線の乗降調査を実施し、曜日、時間帯、地域ごとにそれぞれどのような利用があるのか、ということを把握する。
- ・市内の交通事業者に OD データ、運行状況、経常収支等のデータ提供を依頼し、効率的かつ持続可能な公共交通の運行を実現するための施策を検討する

(2) 市民アンケート調査

- ・市民を対象としたアンケート調査を実施し、市民の公共交通に対する意識、利用頻度、要望等を把握する。
- ・市内の中高生を対象とした聞き取り調査を実施し、通学における市内公共交通の利便性や課題を把握する。

3 その他

- ・アンケート調査については、経年変化を観察するための前回と同じ内容のアンケート、公共交通の利用実態アンケートに加え、近年のバスの利用状況を鑑みて中高生を対象とした聞き取り調査を実施する。
- ・当初はコンサルタントに調査事業を委託する予定であったが、申請中の調査事業に係る国庫補助金が想定よりも低額であったため、福知山市職員が直接調査を実施することとなった。
- ・職員人員数の関係上、これらの調査には当初想定していた以上の時間がかかることに加え、地域公共交通計画の完成にあたってはパブリックコメント、市議会の承認といった手続きを経る必要があり、その手続きを含めると今年度中に完成させることは極めて難しい。
- ・そのため、今年度は調査事業の実施及び計画の素案作成に留め、計画の作成は令和9年度に実施する予定としている。
- ・これにより、現在は令和8年度までとしている現行の福知山市地域公共交通計画の計画期間を令和9年度まで延長する。

4 スケジュール

(当初想定)

実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月	6 月
地域内公共交通現況・利用実態調査					
市民アンケート調査					
調査結果に基づく課題・問題点の抽出、整理					
基本方針の検討と地域公共交通計画素案作成					
パブリックコメントの実施					
計画の決定					

(現状想定)

実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月	6 月
地域内公共交通現況・利用実態調査					
市民アンケート調査					
調査結果に基づく課題・問題点の抽出、整理					
基本方針の検討と地域公共交通計画素案作成					
パブリックコメントの実施					
計画の決定					

1.2 計画の目的

本計画は、地域公共交通の現状及び課題の整理を踏まえ、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、既存の民間事業者による送迎サービスや物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても効果的に活用することによって、拠点同士を結ぶネットワークとラストワンマイルの移動を担う公共交通網の整備を行い、誰もが自由に移動手段を選択できる持続可能な公共交通ネットワークを形成することを目的としています。

1.3 対象地域

本計画は福知山市全域を対象とします。

1.4 計画の位置づけ

本計画は「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」の趣旨に基づき、本市の総合計画である「まちづくり構想 福知山」を上位計画とし、関連する都市計画や地域福祉計画などまちづくり計画と連携した「福知山市が目指す地域公共交通網の姿」を明らかにし、基本的な方針を示すマスタープランです。

1.5 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和9年度までの6年間とします。

(2) 路線バスの運行状況

1) 市内のバスネットワークの状況

バスのネットワーク状況を以下に示します。市内を運行する路線バスは 32 路線あり、京都交通、日本交通の民間バス、地域の運行協議会による自主運行バス及び旧 3 町で運行されていた町営バスを引き継いだ市バスなど、下表のとおりとなっています。(令和 8 年 5 月時点)

表 3-1 市バス

路線 番号	対象路線名	路線 延長 (km)	運行便数	備考
1	細見線	15.6	平日 6 便	・府補助対象路線(京都府交通確保対策費補助金)
2	川合大原線	22.9	平日 12 便、土曜 8 便	
3	菟原線	13.7	平日 2 便	
4	友渕支線	13.2	平日 6 便	
5	直見線	18.1	平日 12 便、土曜 12 便	
6	畑線	23.4	平日 12 便、土曜 12 便	
7	板生・千原線	21.1	平日 10 便、土曜 10 便	
8	二箇下線	21.7	平日 6 便、土曜 6 便	
9	大江山の家線	15.5	平日 8 便、土曜 8 便	

表 3-2 自主運行バス

路線 番号	対象路線名	路線 延長 (km)	運行便数	備考
1	三岳バス	21.6	平日 7 便、土曜 4 便	・府補助対象路線(京都府交通確保対策費補助金)
2	庵我バス	13.5	平日 10 便、土曜 10 便	
3	中六人部バス	22.4	平日 8 便、土曜 8 便	

表 3-3 京都交通バス

路線 番号	対象路線名	路線 延長 (km)	運行便数		備考
1	福知山綾部線	15.2	平日 18 便、土日祝 12 便		・国補助路線（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統）） ・府補助路線（京都府交通確保対策費補助金） ・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
2	夜久野線	17.2	平日 8 便、土日祝 7 便		
3	大江線	23.6	平日 10 便、土日祝 6 便		
4	まちなか循環 北	7.2	平日 7 便	－	・国補助路線（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）） ・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
5	まちなか循環 南	9.9	平日 11 便	－	
6	まちなか循環 ホリデー	14.3	－	土日祝 5 便	
7	まちなか循環 天津	13.4	平日 2 便	－	
8	長田野線	16.7	平日 12 便、土日祝 8 便		・府補助路線（京都府交通確保対策費補助金） ・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
9	川北線	12.8	平日 4 便、土日祝 3 便		・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
10	堀循環線	8.6	平日 15 便、土日祝 11 便		
11	岩間線	7.3	平日 6 便		・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
12	岩間循環線	8.9			・国補助路線（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）） ・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
13	小牧線	17.3	平日 8 便、土日祝 7 便		・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
14	三和線	23.1	平日 8 便、土日祝 8 便		・地域旅客運送サービス継続事業 ・国補助路線（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統）） ・府補助路線（京都府交通確保対

				策費補助金) ・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
--	--	--	--	--------------------------------

表 3-4 日本交通バス

路線 番号	対象路線名	路線 延長 (km)	運行便数	備考
1	三段池公園線	3.5	土日祝 2 便	

表 3-5 中京交通バス

路線 番号	対象路線名	路線 延長 (km)	運行便数	備考
1	園福線 (菟原～ 桧山)	13.9	平日 6 便、土日祝 6 便	・地域旅客運送サービス継続事業 ・国補助路線（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー系統）） ・府補助路線（京都府交通確保対策費補助金） ・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）
2	園福線 (下ノ段～ 桧山)	18.4	平日 4 便、土日祝 4 便	・地域旅客運送サービス継続事業 ・国補助路線（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー系統）） ・府補助路線（京都府交通確保対策費補助金） ・市補助路線（地方バス運行維持費補助金）

役割・位置づけ		公共交通の種類		
幹線	広域移動を担う役割	鉄道	JR 山陰本線	福知山駅～京都駅
		鉄道	JR 福知山線	福知山駅～大阪駅
		鉄道	京都丹後鉄道	福知山駅～宮津駅
		高速バス	日本交通（神戸三宮線）	福知山駅～三宮駅
		高速バス	日本交通（大阪なんば線）	福知山駅～なんば駅
		高速バス	大阪バス（大阪福知山線）	福知山駅～大阪駅
		高速バス	WILLER バス（東京）	福知山駅～東京駅
		バス	京都交通（福知山綾部線）	福知山市民病院～綾部駅
		バス	京都交通（大江線）	大江駅前～西舞鶴駅前
		バス	中京交通（園福線）	下ノ段～桧山
		バス	市営バス（川合大原線）	綾部市立病院～千束
		バス	市営バス（友渕支線）	福祉センター前～アルパインホテル（草山）
	市内の拠点間を結ぶ役割	バス	京都交通（三和線）	福知山市民病院～丹波大身
		バス	市営バス（夜久野線）	福知山駅～下夜久野駅
支線	幹線に結節し、地域内での移動を担う役割	バス	京都交通（まちなか循環 北）	福知山駅～市内
		バス	京都交通（まちなか循環 南）	福知山駅～市内
		バス	京都交通（まちなか循環 ホリデー）	福知山駅～市内
		バス	京都交通（まちなか循環 天津）	福知山駅～市内
		バス	京都交通（長田野線）	市民病院～市内
		バス	京都交通（川北線）	福知山駅～山野口
		バス	京都交通（堀循環線）	市民病院～市内
		バス	京都交通（岩間線）	市民病院～岩間会館
		バス	京都交通（岩間循環線）	市民病院～岩間会館
		バス	京都交通（小牧線）	福知山駅～小牧
		バス	市営バス（細見線）	田ノ谷～小笹
		バス	市営バス（菟原線）	三和荘～加用
		バス	市営バス（直見線）	才谷～ふれあいプラザ

支線	幹線に結節し、地域内での移動を担う役割	バス	市営バス（畑線）	今里～上夜久野駅
		バス	市営バス（板生・千原線）	田谷～下夜久野駅
		バス	市営バス（二箇下線）	公庄駅前～二箇下
		バス	自主運行バス（三岳バス）	市民病院～上佐々木
		バス	自主運行バス（庵我バス）	市民病院～筈巻
		バス	自主運行バス（中六人部バス）	市民病院～山田上
	その他、補完的な役割を担うものや個別輸送等	デマンド型乗合タクシー	日本交通株式会社	北陵地域
			有限会社慶和	北陵地域
			前田自動車株式会社	北陵地域
		タクシー	日本交通株式会社	福知山市域
		タクシー	有限会社慶和	福知山市域
		タクシー	前田自動車株式会社	福知山市域
		交通空白地・自家所有・有償旅客運送	三和地域協議会（みわひまわりライド）	三和町域
			大江まちづくり住民協議会（鬼タク）	大江町域
			社会福祉法人成光苑	福知山市域
		福祉有償運送	特定非営利活動法人 福知山 BGM 福祉サービス	福知山市域
		福祉有償運送	社会福祉法人 福知山 シルバー	福知山市域
		福祉有償運送	社会福祉法人 成光苑	福知山市域
		福祉有償運送	社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会	福知山市域
		福祉有償運送	特定非営利活動法人 オークラ福祉応援団	福知山市域
		福祉有償運送	NPO つむぎあい福知山	福知山市域
		福祉有償	特定非営利活動法人	福知山市域

		運送	ふくちやま元気まちづくりの会	
		スクールバス	市営で運行しているスクールバス	福知山市域
		病院送迎バス	市内の病院が運行している送迎バス	福知山市域
		大型商業施設送迎バス	大型商業施設が運行している送迎バス	福知山市域

【対象地域における地域公共交通確保維持事業の必要性について】

○幹線系統である京都交通の三和線、大江線、夜久野線、福知山綾部線については、福知山市内から他の市や広域的な移動を可能とする鉄道駅等へと連絡し、通勤通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等多様な目的での移動を担う。起終点もしくは経由地点には広域的な役割を担っている鉄道の駅と連絡することで、本市の公共交通ネットワークを構築する上で、特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

○フィーダー系統であるまちなか循環 北ルート、まちなか循環 南ルート、まちなか循環 ホリデールート、まちなか循環 天津ルート、岩間循環線、園福線については、地域拠点である福知山駅から周辺の住宅地や、市民病院、買い物をする商業施設を連絡する近距離の路線であり、地域の移動手段としての役割を担っている。また、福知山駅では幹線系統やその他の支線との接続が可能となり、より広域的への移動ができるようになる。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

6.5 計画目標

基本方針を達成するための計画の目標を次のように定めます。

表 6-6 計画目標 1（指標 1-①）

目標 1：利用しやすいバス交通を確保します。	
指標 1-①	市民 1 人あたりの年間路線バス利用回数
指標の考え方	市民が利用しやすい公共交通ネットワークが形成されていること評価するために、路線バスが利用されていることを確認することにより評価を行います。
指標の内容	市民 1 人当たりの年間路線バス利用回数＝全路線の年間路線バス利用者数／総人口 利用回数／総人口＝単位（回／人）
目標値	コロナ禍による公共交通の利用減少等の影響を考慮して、令和元年度の実績と同程度の水準を目標値として定めます。 目標値：7.0 回／人
評価方法	利用回数：運行事業者からの利用実績データを利用します。集計期間はバス事業者の事業の計画を踏まえて 10 月～翌年 9 月までを 1 年間とします。 総人口：福知山市が集計している人口データを利用します。対象時期は集計期間内の 3 月末とします。
評価の時期	毎年評価を実施します。

バス路線評価基準

評価指標		バス路線の収支率（％）		参考年間利用者数（人）	
		現況値 (R3)	目標値 (R9)	現況値 (R3)	目標値 (R9)
京都交通バス	福知山綾部線	59.2％	60.2％	57,455 人	91,289 人
	長田野線	60.2％	63.9％	56,016 人	88,753 人
	堀循環線	44.7％	49.4％	25,749 人	42,601 人
	岩間線	33.9％	29.9％	536 人	656 人
	岩間循環線	24.6％	28.0％	2,318 人	3,651 人
	川北線	16.4％	19.6％	1,096 人	1,724 人
	小牧線	28.1％	30.0％	7,239 人	12,624 人
	夜久野線	42.8％	51.5％	19,740 人	32,404 人
	大江線	50.9％	57.2％	26,236 人	41,587 人
	まちなか循環 北	23.8％	25.7％	8,378 人	5,060 人
	まちなか循環 ホリデー	－	29.4％	－	1,927 人
	まちなか循環 南	30.5％	35.7％	13,972 人	18,940 人
	まちなか循環 天津	－	42.3％	－	2,928 人
	三和線	－	65.8％	－	43,303 人
中京交通バス	園福線(桧山～下ノ段)	－	12.3％	－	13,608 人
三岳バス		15.9％	28.8％	1,816 人	2,840 人
庵我バス		23.0％	28.8％	4,457 人	7,100 人
中六人部バス		34.1％	28.8％	5,802 人	9,129 人
三和バス	細見線	1.7％	4.0％	183 人	303 人
	川合大原線	25.4％	23.8％	14,051 人	22,315 人
	菟原線	20.1％	19.3％	917 人	1,471 人
	友渕支線	2.8％	5.2％	841 人	1,318 人
夜久野バス	直見線	7.7％	9.2％	2,576 人	4,057 人
	畑線	3.5％	5.5％	1,286 人	2,028 人
	板生千原線	5.1％	6.8％	1,924 人	3,042 人
大江バス	大江山の家線	4.6％	6.5％	1,827 人	2,891 人
	二箇下線	4.0％	7.2％	2,230 人	3,550 人

表 6-7 計画目標 3（指標 3-①）

目標 3：将来にわたり持続可能な交通移動手段を維持・確保します。	
指標 3-①	公共交通を持続的に利用してもらうために、「路線マップ時刻表&レール時刻表」の周知を行います。
指標の考え方	公共交通に関する興味・関心が向上していることについて、「路線マップ時刻表&レール時刻表」の認知度での評価を実施します。
指標の内容	令和 8 年度に市民アンケートを実施し、アンケートの「路線マップ時刻表&レール時刻表」について「知っている」人の割合を評価します。
目標値	令和 2 年度の調査結果（50.7%）を踏まえて目標値を定めます。 目標値：60%以上
評価方法	令和 8 年度に市民アンケート調査を実施します。
評価の時期	令和 8 年度に評価を実施します。

表 6-8 計画目標（指標 3-②）

指標 3-②	一定の支援事業費の中で最大限効率的に地域公共交通網を維持します。
指標の考え方	市民アンケート調査結果においても、福知山市の財政負担については「財政負担が増えてもやむを得ない」（31.7%）と「財政負担を増やさずに工夫をすべき」（32.3%）と拮抗しています。 コロナ禍の状況を踏まえつつ、市の公共交通に対する財政負担について、一定の目標値を定めることにより、持続可能な交通移動手段の維持・確保について、評価を行います。 また路線バスの収支率について、目標値を定めることにより、効率的に運用されているかを評価します。
指標の内容	市財政負担額 鉄道を除く地域公共交通の維持・確保に必要な財政負担について、令和 4 年度～令和 9 年度の平均値が平成 28 年度～令和 2 年度の平均値を上回らない額とします。 収支率 福知山市地域公共交通再編実施計画において定めたバス路線評価基準程度を目標値として定めます。
目標値	市財政負担額目標値：令和 4 年度～令和 9 年度の市財政負担額の平均値が平成 28 年度から令和 2 年度の平均値（103,713,297 円）を上回らない 収支率目標値：民間バス 40%以上、自主運行バス 30%以上 市バス 10%以上
評価方法	市の決算データに基づき評価を行います。
評価の時期	毎年 of 状況を確認しつつ、令和 9 年度に評価を実施します。

7. 計画目標を実現するための具体的な事業

計画目標を実現するために、次の事業に取り組みます。

表 7-1 市民協働型利用促進事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
継続	1	モビリティ・マネジメント(MM)の推進	運行事業者 市 地域 学校	令和4年度 ～ 令和9年度	バスのバリアフリーに関する工夫や環境に優しい乗り物であることの理解と公共交通の必要性と利用に対する意識の啓発を実施します。
変更	1	学校へのバス運行情報の提供	運行事業者 市 学校	令和4年度 ～ 令和9年度	高校生の通学利用を促進するため、路線図や時刻表の配布など、学校に対し路線バスの運行情報を提供します。
継続	1	路線バスおでかけツアーの実施	市民(イベント実施者) 運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	路線バスを利用して商業施設や公共施設にアクセスできることを体験してもらいます。
変更	1	夏休み子どもお出かけバスチケット事業	市民(イベント実施者) 運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	おとな1人につき同伴の小学生以下2人までの乗車運賃を無料とする取組を夏休み期間中に実施し、家族で公共交通を利用するきっかけづくりを行い、利用促進を図ります。
継続	1	市内イベント路線バス活用事業	市民(イベント実施者) 運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	市内で行われるイベントのチラシにバス路線や時刻表を掲載し、公共交通での来場を呼びかけます。また公共交通のダイヤに配慮した開催時間を検討します。

継続	1	敬老乗車券事業	運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和5年7月 事業終了	高齢者を対象としたお得な 共通乗車券により公共交通 の利用促進を行います。出 張臨時販売を実施して購入 しやすくします。
継続	1	運転免許証自主返 納者への支援	市民 運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	運転免許証の自主返納のき っかけづくりと、応援協賛事 業者との協働により自主返 納者を支援します。

表 7-2 バス情報発信事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
継続	3	わかりやすい時刻表と路線図の発行	運行事業者 市 地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	わかりやすく便利な時刻表及び路線図を作成します。
継続	1	出前講座の開催	運行事業者 市 地域	令和4年度 ～ 令和9年度	市民の路線バスに対する関心を高めるため、路線バスに関する出前講座を開催します。出前講座の内容は、申出のあった地域や団体と調整します。
継続	3	広報ふくちやま及び市ホームページによる利用促進の呼びかけと、利用者状況、収支状況等の定期的な公表	市	令和4年度 ～ 令和9年度	路線バスの利用促進に向けた呼びかけを行うとともに、路線バスに対する関心を持ってもらうため、定期的に路線ごとの利用者状況、収支状況等について、路線評価基準と対比しながら公表し、利用促進を図るとともに、改善されない場合には運行内容見直し路線となることを事前に周知します。
継続	1	交通結節点におけるわかりやすい情報提供の検討	運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	駅やバス停など乗り換えが多い場所において、わかりやすい案内を検討します。また、鉄道駅ホーム内に路線バスの時刻表を掲示するなど、乗り継ぎしやすい情報を提供します。
継続	1	わかりやすい車両やバス停の行き先表示	運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	車両やのりば、バス停において、わかりやすい表示を行います。
継続	2	公共交通利用実態 市民アンケートの実施	地域公共交通会議	令和8年度	目標の達成状況や事業評価を行うため公共交通の利用実態やその満足度に関する市民アンケートを行います。

継続	1	路線バス沿線の行楽情報の発信	運行事業者市	令和4年度 ～ 令和9年度	沿線のタイムリーな行楽情報を発信することで、利用促進を図ります。
新規	1	経路検索等に必要なデータの提供	運行事業者市	令和4年度 ～ 令和9年度	経路検索等に必要な時刻表、運賃、路線等について、標準的なバス情報フォーマットである GTFS データ（公共交通機関の時刻表と地理的情報に関するオープンフォーマット）の整備を行います。

表 7-3 バス路線再編評価事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
継続	3	評価基準に基づく 「運行内容見直し 路線」の選定	地域公共交通会議	令和4年度	決算の数値にて、評価基準 に基づく評価を行い、「運行 内容見直し路線」を選定しま す。
継続	3	「運行内容見直し 路線」の公表	地域公共交通会議	令和4年度	選定した「運行内容見直し 路線」の公表を行います。
継続	3	住民懇談会の実施	地域公共交通会議 地域	令和4年度 ～ 令和9年度	地域住民に対して、選定し た「運行内容見直し路線」に ついての説明を行うとともに、 地域に適した運行形 態、運行体系への再編につ いて協議や検討を行いま す。また、「便数の削減」、 「運行体系の変更」、「路線 が廃止になる可能性がある 場合には地域主体による新 たな運行の検討」などを説 明します。
継続	3	住民アンケートの 実施 地域による利用促 進の推進	地域	令和4年度 ～ 令和9年度	評価内容の説明と今後の利 用変化の意向を確認しま す。
継続	3	運行内容の検討・ 利用者負担の検討	運行事業者 市 地域	令和4年度 ～ 令和9年度	運行内容(運行形態・ルー ト・ダイヤ・運賃)の検討を行 います。(調整可能なものか ら順次)
継続	3	見直し内容の決定	運行事業者 市 地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	見直し内容の決定を行いま す。(調整可能なものから順 次)
変更	3	地域公共交通特定 事業の検討	地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	必要に応じて地域公共交通 特定事業(地域公共交通利 便増進事業、貨客運送効率 化事業、地域旅客サービス 継続事業等)についての検 討を行います。

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
変更	3	地域公共交通特定事業に必要な調査の実施及び計画策定	地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	必要に応じて地域公共交通特定事業(地域公共交通利便増進事業、貨客運送効率化事業、地域旅客サービス継続事業等)の実施に必要な調査を実施し、事業の実施に向けた計画策定を行います。
変更	3	地域公共交通特定事業の実施	地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	策定した事業の計画に基づいて、地域公共交通特定事業(地域公共交通利便増進事業、貨客運送効率化事業、地域旅客サービス継続事業等)を実施します。
継続	1	車両の最適化	運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	車両の更新時期に合わせて、需要にあった乗車定員の車両に更新します。その際には、バリアフリー化(低床バスの導入)についても可能な限り配慮します。
継続	1	利用実態に合わせた利用しやすいダイヤ改正の検討	運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	利用者の利用実態を把握し、地域のニーズと利用予測に見合った利用しやすいダイヤ改正を検討します。

表 7-4 乗継改善事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
継続	1	乗継ダイヤの調整	各運行事業者	令和4年度 ～ 令和9年度	鉄道のダイヤ改正に合わせたバスの時刻改正やバスからバスへの乗り継ぎ利用者の利便性の向上を目指し、乗り継ぎ実態に応じた必要な調整を行います。

継続	1	乗継割引制度の可能性の検討	各運行事業者 地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	市域全体を見渡したバス利用者の乗り継ぎ改善と利用促進の観点から、自社間及び他社との割引制度の可能性について検討します。
継続	1	乗継拠点、待合環境の整備	地域 運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	乗り継ぎ利用者の実態に応じて、必要な拠点での乗り継ぎ環境の確保を目指し、乗り継ぎ拠点、待合環境の整備を検討します。

表 7-5 デマンド実証実験事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
継続	3	見直し路線についてデマンド型の運行案の検討	該当する運行事業者	令和4年度 ～ 令和9年度	バス路線評価基準に基づき、見直しを要する路線等についてデマンド型の運行システムの導入を検討します。
継続	3	対象地域の利用実態調査	地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	利用者の実態を把握し、地域のニーズに合った運行体系を検討します。
継続	3	住民説明	該当する運行事業者 地域公共交通会議	令和4年度 ～ 令和9年度	デマンド運行案の説明を実施します。
継続	3	実証実験開始	運行事業者	令和4年度 ～ 令和9年度	見直し内容の実証実験を開始します。(調整可能なものから順次)

表 7-6 交通空白地の地域コミュニティ交通支援事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
継続	3	実施主体との運行体系案の検討	実施主体 市	令和4年度 ～ 令和9年度	運行主体とともに必要な運行体系案について検討を実施します。
継続	3	関係者との調整の支援	地域公共交通会議 有償運送運営協議会	令和4年度 ～ 令和9年度	関係事業者と実施主体との調整の支援を実施します。

継続	3	法的手続きの支援	実施主体 市	令和4年度 ～ 令和9年度	実施主体による運輸局等への手続きについての支援を実施します。
----	---	----------	-----------	---------------------	--------------------------------

表 7-7 スクールバス活用検討事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
継続	3	教育委員会、学校、PTA等との今後の活用の可能性について協議	教育委員会 市 学校 PTA	令和4年度 ～ 令和9年度	路線バスの利用実態とスクールバスの運行状況を分析する中で、今後の可能性について検討を実施します。
継続	3	活用案の検討と関係者との調整	教育委員会 市 学校 PTA	令和4年度 ～ 令和9年度	活用案の検討と関係者との調整を実施します。
継続	3	法的手続きの支援	実施主体と市	令和4年度 ～ 令和9年度	文部科学省や運輸局等への手続きを実施します。

表 7-8 新規技術活用検討事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
新規	2	ICT・先進技術等活用の検討	運行事業者 市	令和4年度 ～ 令和9年度	MaaS、AIオンデマンド交通、自動運転技術、キャッシュレス化、バスロケーションシステム、デジタルサイネージ等の活用検討を推進します。

表 7-9 園福線地域旅客運送サービス継続事業

区分	目標 番号	具体的な取組	実施主体	実施期間	内容
新規	2	利用実態に合わせた利用しやすいダイヤの調整、運行開始	運行事業者 市	令和6年度 ～ 令和9年度	運行の維持が困難な園福線(西日本ジェイアールバス)について、地域旅客運送サービス継続事業を実施し、運行を維持・効率化する。